Ⅸ　その他

1　徴税費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

2　税務機構及び事務分掌・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

3　税務職員の年齢及び経験年数等・・・・・・・・・・・・ 32

4　税務職員の手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

5　固定資産評価審査委員会委員・・・・・・・・・・・・・ 33

6　固定資産評価審査委員会 審査申出件数・・・・・・・ 33

7　税務証明

⑴　税務に関する各種証明書・・・・・・・・・・・・・・・ 34

⑵　証明手数料収入額
（市民サービス部税担当部署分）・・・・・・・・・・・・ 35

Ⅸ　その他

1　徴税費の状況

（単位：千円、％）

区分 ＼ 年度			令和３年度 決算額	前年度比	構成比	４年度 決算額	前年度比	構成比	５年度 決算額	前年度比	構成比
税収入額	市税 (1)		28,659,334	99.7		29,450,105	102.8		29,439,779	100.0	
	個人府民税 (2)		7,531,632	97.9		7,826,065	103.9		7,702,796	98.4	
	計 (3)		36,190,966	99.3		37,276,170	103.0		37,142,575	99.6	
徴税費	人件費	基本給	175,189	88.0	37.4	170,897	97.6	37.8	160,039	93.6	37.9
		諸手当	127,251	89.9	27.1	118,078	92.8	26.2	110,474	93.6	26.1
		時間外勤務手当	13,163	116.3	2.8	11,999	91.2	2.7	9,078	75.7	2.1
		税務特別手当	2	9.1	0.0	0	皆減	－	0	－	－
		その他の手当	114,086	87.6	24.3	106,079	93.0	23.5	101,396	95.6	24.0
		その他（共済費等）	87,092	121.1	18.6	82,958	95.3	18.4	78,825	95.0	18.6
		計	389,532	94.4	83.1	371,933	95.5	82.4	349,338	93.9	82.6
	物件費	旅費	610	438.8	0.1	584	95.7	0.1	732	125.3	0.2
		その他	78,601	99.2	16.8	79,289	100.9	17.5	72,793	91.8	17.2
		計	79,211	89.8	16.9	79,873	100.8	17.6	73,525	92.1	17.4
	合計 (4)		468,743	93.6	100.0	451,806	96.4	100.0	422,863	93.6	100.0
府民税徴収取扱費 (5)			323,276	98.9		322,489	99.8		323,686	100.4	
(4) － (5) ＝ (6)			145,467	83.6		129,317	88.9		99,177	76.7	
税収入に対する徴税額の割合	(4) ／ (3)		1.3%			1.2%			1.1%		
	(6) ／ (1)		0.5%			0.4%			0.3%		
税務職員数			56 人			53 人			49 人		

（各年度　課税状況調第39表）

２　税務機構及び事務分掌

（１）　税務機構

令和６年３月31日現在

	次長	課長	課長代理	係長	副係長	係員	計
税務管理担当	—	1	—	1	—	4	6
市民税担当	1	—	—	2	—	11	14
固定資産税担当	—	1	—	2	—	12	15
徴収・納付担当	—	—	—	1	—	13	14
計	1	2	0	6	—	40	49

※　市民税担当次長（税務管理・市民税・固定資産税担当）は市民税担当課長と兼務。
　　係員には再任用職員及び任期付短時間勤務職員を含む。

（２）　市民サービス部税担当部署の事務分掌

税務管理等に関すること

(1)　税制度の調査及び研究に関すること。

(2)　税務統計に関すること。

(3)　市税の総括に関すること。

(4)　軽自動車税の賦課及び調査に関すること。

(5)　市たばこ税の賦課及び調査に関すること。

(6)　入湯税の賦課及び調査に関すること。

(7)　地方譲与税並びに国税及び府税に係る交付金に関すること。

(8)　納税証明書の作成及び交付に関すること。

(9)　寝屋川市固定資産評価審査委員会に関すること。

(10)　自動車の臨時運行許可に関すること。

市民税等に関すること

(1)　市民税及び府民税の賦課及び調査に関すること。

(2)　市民税等に関する証明書の作成及び交付に関すること。

固定資産税に関すること

(1)　固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。

(2)　固定資産の調査に関すること。

(3)　固定資産の評価に関すること。

(4)　固定資産税及び都市計画税に関する証明書の作成及び交付に関すること。

(5)　固定資産課税台帳等の整備及び保管に関すること。

(6)　特別土地保有税の賦課及び調査に関すること。

市税等の徴収・納付に関すること

(1)　市税等の徴収及び収納に関すること。

(2)　市税等の過誤納金の還付及び充当に関すること。

(3)　市税等の口座振替に関すること。

(4)　市税等の督促及び滞納処分に関すること。

(5)　市税等の不納欠損に関すること。

(6)　滞納債権の徴収等に係る助言・指導に関すること。

(7)　滞納債権に係る調査・研究及び総合調整に関すること。

３　税務職員の年齢及び経験年数等

（１）　年齢別職員数

令和６年３月31日現在

年齢 ＼ 担当名	25歳未満	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳以上	計	平均年齢
税務管理担当	1	1	―	1	1	―	2	6	40歳２月
市民税担当	―	2	1	2	4	2	3	14	42歳３月
固定資産税担当	1	2	2	―	―	―	10	15	48歳３月
徴収・納付担当	―	―	3	1	3	―	7	14	48歳５月
計	2	5	6	4	8	2	22	49	45歳７月

（２）　税務経験年数別職員数

令和６年３月31日現在

年数 ＼ 担当名	０年～１年	２年～３年	４年～５年	６年～７年	８年～９年	10年～14年	15年以上	計	平均経験年数
税務管理担当	3	―	1	1	―	1	―	6	４年０月
市民税担当	2	2	3	3	1	1	2	14	６年５月
固定資産税担当	2	4	2	1	―	3	3	15	８年５月
徴収・納付担当	2	―	5	1	3	3	―	14	６年８月
計	9	6	11	6	4	8	5	49	６年９月

４　税務職員の手当

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（抜粋）

（手当の支給）
第3条　特殊勤務手当は、別表の支給対象職員の欄に掲げる職員に支給する。

２　特殊勤務手当の額は、別表の支給対象職員の欄に対応する支給額の欄に定める額とする。

（支給日）
第4条　特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

別表

番号	種　類	支給対象職員	支給額	摘　要
1	市税徴収手当	納税督励による市税の徴収に従事した職員	・現年度分滞納市税の徴収 徴収金額の2／1000 ・繰越分滞納市税の徴収 徴収金額の4／1000	1か月7,000円を超えるときは、7,000円とする。

５　固定資産評価審査委員会委員

役職	氏名	就任日	任期満了日
委員長	上原　武彦	平成23年7月10日 （５期目）	令和８年７月９日
委員長職務代理	山本　實	平成25年10月１日 （４期目）	令和７年９月30日
委員	平石　貴	令和２年11月１日 （２期目）	令和８年10月31日

６　固定資産評価審査委員会　審査申出件数

区分＼年度		令和３年度	４年度	５年度
審査申出件数		1	0	0
審査決定件数	認容（一部認容含）	0	0	0
	棄却	1	0	0
	却下	0	0	0
取下げ件数		0	0	0

7　税務証明

（１）　税務に関する各種証明書

令和６年３月31日現在

	種　別	使　用　目　的	内　容	備　考
市民税担当	課税証明書 所得証明書 非課税証明書	１　金融機関等への借入申請 ２　公営公団住宅入居申請 ３　奨学金申請 ４　各種保証人 ５　その他	年間所得と当該年度に課税された額の証明	１件につき 300円 （オンライン申請は200円）
	法人所在地証明書	自動車車庫証明等	法人所在地の証明	
固定資産税担当	評価通知書	登記関係	登記所への評価額通知	無料 （登記官の依頼書要）
	評価証明書	１　資金借入 ２　各種保証人 ３　裁判に関するもの ４　地代、家賃算定 ５　その他	土地・家屋及び償却資産の評価額の証明	１筆、１棟につき300円 （１筆又は１棟増すごとに50円加算）
	公課証明書	１　裁判に関するもの ２　金融機関提出 ３　税務署提出	当該年度に課税された資産内訳又は課税された額の証明	
	固定資産課税台帳登録事項証明書	自動車車庫証明等	土地・家屋の資産証明	
	住宅用家屋証明書 （租税特別措置法に係る証明）	登記	住宅の用に供するもので保存、移転、抵当権設定登記に係る登録免許税の税率軽減用の証明	１件につき 1,300円
徴収・納付担当	納税証明書 完納証明書	１　融資関係 ２　各種保証人 ３　入国管理事務所への帰化申請 ４　住宅入居 ５　税務署提出 ６　自動車等継続検査申請 ７　その他	・納税すべき確定額並びに納税済額及び未納の額の証明 ・市税に滞納がないことの証明	１件につき 300円 ただし、自動車等継続検査申請用については無料

※　市民生活担当証明発行窓口、各シティ・ステーション及び堀溝サービス窓口では、上記証明書のうち、「課税証明書」「所得証明書」「非課税証明書」「評価証明書」「公課証明書」「固定資産課税台帳登録事項証明書(自動車車庫証明等)」「納税証明書（法人市民税を除く）」などを発行している。

（２）　証明手数料収入額（市民サービス部税担当部署分）

	令和４年度		５年度		前年度比		備　考
	件　数（件）	収　入　額（円）	件　数（件）	収　入　額（円）	件　数（%）	収入額（%）	
市民税担当	2,750	825,000	2,518	749,000	91.6	90.8	
課税、所得、非課税法人所在地	2,750	825,000	2,518	749,000	91.6	90.8	１件 300円（オンライン申請は200円）
固定資産税担当	2,879	1,842,550	2,971	1,873,350	103.2	101.7	
各種台帳閲覧	900	270,000	922	276,600	102.4	102.4	１件 300円
評価証明	1,044	381,100	1,107	407,450	106.0	106.9	１筆、１棟につき300円（１筆又は１棟増すごとに50円加算）
公課証明	26	9,750	36	11,500	138.5	117.9	
固定資産課税台帳登録事項証明	0	0	0	0	－	－	
住宅用家屋証明（租税特別措置法に係る証明）	909	1,181,700	906	1,177,800	99.7	99.7	１件 1,300円
徴収・納付担当	1,031	309,300	1,311	393,300	127.2	127.2	
個人市民税納税証明	191	57,300	179	53,700	93.7	93.7	１件 300円
法人市民税納税証明	439	131,700	543	162,900	123.7	123.7	
固定資産税納税証明	200	60,000	321	96,300	160.5	160.5	
軽自動車税納税証明	3	900	11	3,300	366.7	366.7	
その他証明書（完納証明書等）	198	59,400	257	77,100	129.8	129.8	
合　　計	6,660	2,976,850	6,800	3,015,650	102.1	101.3	

税率の変遷

市民税の税歴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

諸税の税歴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

主な税制改正（令和５年度適用）・・・・・・・・・・・・・・ 76

※ 税率の変遷　（市民税の税歴 1／23）

年 度	賦課期日	申告期日	課税標準	市町村税税率		道府県税税率		納 期	法人市民税税率		摘 要
				均等割	所得割	均等割	所得割		均等割	所得割	
昭和 24	個人 均等割 100 円 給与所得 100 円につき 2 個 56 銭 営業所得 100 円につき 2 個 56 銭 その他所得 100 円につき 5 個 1 円 40 銭 所用土地賃貸価格 100 円につき 120 個 33 円 60 銭 所用家屋賃貸価格 100 円につき 100 個 28 円 配当及び利子所得 100 円につき 2 個 56 銭							法人 所得金額 100円につき 16個 3 円 84 銭 資本額 100円につき 30個 7 円 20 銭			S24.9.15 シャウプ使節団 日本税制報告書 発表(シャウプ勧告)
25	25. 8. 1	25. 6.10	所得税額	600 円	18/100			10月12月 2月	1,200 円	9.7/100	勧告に基づく税制改正
26	26. 4. 1	26. 6.10	〃	500 円	18/100			7月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	給与所得者に対する特別徴収制度の創設
27	27. 4. 1	27. 4.30	〃	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
28	28. 4. 1	28. 4.30	〃	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
29	29. 1. 1	29. 3.31	〃	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	市町村民税の一部を道府県に委譲し道府県民税が創設される。
30	30. 1. 1	30. 3.31	〃	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
31	31. 1. 1	31. 3.31	〃	400 円	15/100	100 円	5.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
32	32. 1. 1	32. 3.31	〃	400 円	15/100	100 円	6/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
33	33. 1. 1	33. 3.31	〃	400 円	18.5 / 100	100 円	7.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
34	34. 1. 1	34. 3.31	〃	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
35	35. 1. 1	35. 3.31	〃	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S35.7.1 自治庁が自治省に昇格
36	36. 1. 1	36. 3.31	〃	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S36.4.30法律第74号により 地方税(特に住民税) 改正、昭和37年度より実施される。

市民税の税歴(2／23)

		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度		昭和40年度	
賦課期日・申告期限		37. 1. 1	37. 3. 20	38. 1. 1	38. 3. 20	39. 1. 1	39. 3. 20	40. 1. 1	40. 3. 20
所得控除	扶　養	普通の場合　1人　70,000円 2人目から1人につき　30,000円 配偶者に5万円を超える所得があるとき 1人　50,000円 2人目から1人につき　30,000円		同　左		同　左		同　左	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500 円を 加えた金額（限度額は 22,500 円）		同　左		同　左		同　左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同　左		同　左		同　左	
	雑　損	総所得金額の10%を超える金額		同　左		同　左		同　左	
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 （限度額は 150,000円）		同　左		同　左		同　左	
	基礎控除	90,000円		同　左		同　左		同　左	
市民税	均等割	400円		同　左		同　左		同　左	
	所得割	10 万円以下の金額　2 % 10 万円を超える金額　3 % 20 万円　〃　4 % 50 万円　〃　5 % 100 万円　〃　6 % 250 万円　〃　7 % 400 万円　〃　8 % 600 万円　〃　9 % 1,000 万円　〃　10 % 2,000 万円　〃　11 % 3,000 万円　〃　12 % 5,000 万円　〃　13 %		15 万円以下の金額　2 % 15 万円を超える金額　3 % 40 万円　〃　4 % 70 万円　〃　5 % 100 万円　〃　6 % 150 万円　〃　7 % 250 万円　〃　8 % 400 万円　〃　9 % 600 万円　〃　10 % 1,000 万円　〃　11 % 2,000 万円　〃　12 % 3,000 万円　〃　13 % 5,000 万円　〃　14 %		同　左		同　左	
府民税	均等割	100円		同　左		同　左		同　左	
	所得割	150 万円以下の金額　2 % 150 万円を超える金額　4 % （配偶者、15歳以上の扶養親族、白色専従者、前年中配偶者の所得が 5万円を超え扶養親族のすべてが15歳未満であるときそのうち1人のみについて 240円青色専従者1人 480円の特別控除を行う）		同　左		同　左		同　左	
税額控除	障害者等	納税者が障害者であるか又はその扶養親族中に障害者がいるとき障害者1人について、又納税者が老年者か、寡婦か、勤労学生のいずれかであるとき、 市民税の所得割から 1,000 円 府民税の所得割から 1,000 円		同　左		同　左		同　左	
	配　当	市民税の所得割から配当所得の 4% 府民税の所得割から配当所得の 1.6% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分の配当所得及び証券投資信託の収益の分配金によるものは上記の率の 1/2で控除する。		市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分の配当所得及び証券投資信託の収益の分配金によるものは上記の率の 1/2で控除する。		同　左		同　左	
摘　要		青色専従者控除　80,000円 白色専従者控除　50,000円		同　左		同　左		市民税所得割の税率が準拠税率から標準税率を制限税率に改められた。従って標準税率に1.5/100 を乗じた税率が制限税率となる。 青色専従者控除　80,000円 白色専従者控除　50,000円	

市民税の税歴(3／23)

		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		
賦課期日・申告期限		41. 1. 1	41. 3. 20	42. 1. 1	42. 3. 15		43. 1. 1	43. 3. 15
所特控除	配偶者及び扶養	配偶者控除　80,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族　1人　70,000円 2人目から1人につき 40,000円を加える		同　左		配偶者及び扶養	配偶者控除　90,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族　1人　80,000円 2人目から1人につき 50,000円を加える	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500 円を 加えた金額（限度額は 22,500 円）		同　左		障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害　60,000 円 特別障害　80,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労 学生に該当する場合、それぞれ 60,000 円	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同　左				
	雑　損	総所得金額の10％を超える金額		同　左		生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 ＋7,500円の金額 （ 限度額は、25,000円）	
	医療費	総所得金額の5％を超える金額 （限度額は 150,000円）		同　左				
	基礎控除	100,000円		同　左				
						社会保険料	1年間の支払い金額の全額	
						雑　損	総所得金額の10% を超える金額	
						医療費	総所得金額の 5% を超える金額 （ 限度額は、150,000 円）	
						基礎控除	110,000 円	
市民税	均等割	400円		同　左		均等割	400 円	
	所得割	15 万円以下の金額　2 % 15 万円を超える金額　3 % 40 万円　〃　4 % 70 万円　〃　5 % 100 万円　〃　6 % 150 万円　〃　7 % 250 万円　〃　8 % 400 万円　〃　9 % 600 万円　〃　10 % 1,000 万円　〃　11 % 2,000 万円　〃　12 % 3,000 万円　〃　13 % 5,000 万円　〃　14 %		同　左		所得割	15 万円以下の金額　2 % 15 万円を超える金額　3 % 40 万円　〃　4 % 70 万円　〃　5 % 100 万円　〃　6 % 150 万円　〃　7 % 250 万円　〃　8 % 400 万円　〃　9 % 600 万円　〃　10 % 1,000 万円　〃　11 % 2,000 万円　〃　12 % 3,000 万円　〃　13 % 5,000 万円　〃　14 %	
府民税	均等割	100円		同　左		均等割	100 円	
	所得割	150 万円以下の金額　2 % 150 万円を超える金額　4 % ※特別控除の廃止		同　左		所得割	150 万円以下の金額　2% 150 万円を超える金額　4%	
税額控除	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者がいるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいず れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000 円 府民税の所得割から 1,000 円		同　左		配当控除	市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記率の1/2 で控除する。	
	配　当	市民税の所得割から配当所得の3% 府民税の所得割から配当所得の1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。		同　左				
摘　要		○配偶者控除が創設された。 青色専従者控除　100,000円 白色専従者控除　60,000円		○所得税確定申告の申告者に 対しては、市民税の申告義 務を課さないこととされた。 ○市民税の申告期限が所得税 確定申告とあわせて3月15 日となった。 青色専従者控除　120,000円 白色専従者控除　80,000円			青色専従者控除　170,000円 白色専従者控除　110,000円	

市民税の税歴(4／23)

		昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度	
賦課期日・申告期限		44. 1. 1	44. 3. 15	45. 1. 1	45. 3. 16	46. 1. 1	46. 3. 15	47. 1. 1	47. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除　100,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族　1人　80,000円 2人目から1人につき 60,000円を加える		配偶者控除　110,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族　1人　90,000円 2人目から1人につき 80,000円を加える		配偶者控除　130,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族　1人　110,000円 2人目から1人につき 100,000円を加える		配偶者控除　140,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族　1人　120,000円 2人目から1人につき 110,000円を加える	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害　70,000 円 特別障害　90,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ 70,000 円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害　80,000 円 特別障害　100,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ80,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害　90,000 円 特別障害　110,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ90,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害　100,000 円 特別障害　120,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ100,000円	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 ＋7,500円の金額 （限度額は、25,000円）		同　左		1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2＋7,500 円の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同　左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同　左		同　左		同　左	
	雑　損	総所得金額の10% を超える金額		同　左		同　左		同　左	
	医療費	総所得金額の 5% を超える金額 （限度額は、150,000 円）		総所得金額の 5% を超える金額 （限度額は、300,000 円）		総所得金額の 5%（10 万円超のときは10万円）超過額（限度 100万円）		同　左	
	基礎控除	120,000 円		130,000 円		140,000 円		150,000 円	
市民税	均等割	400 円		同　左		同　左		同　左	
	所得割	15 万円以下の金額　2 % 15 万円を超える金額　3 % 40 万円　〃　4 % 70 万円　〃　5 % 100 万円　〃　6 % 150 万円　〃　7 % 250 万円　〃　8 % 400 万円　〃　9 % 600 万円　〃　10 % 1,000 万円　〃　11 % 2,000 万円　〃　12 % 3,000 万円　〃　13 % 5,000 万円　〃　14 %		同　左		同　左		同　左	
府民税	均等割	100 円		同　左		同　左		同　左	
	所得割	150 万円以下の金額　2% 150 万円を超える金額　4%		同　左		同　左		同　左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分の配当所得及び証券投資信託の収益の分配金によるものは上記率の1/2 で控除する。		同　左		同　左		市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の 1.0%	
摘　要		白色専従者控除　150,000円		S45.1.1 以降の土地建物等の譲渡所得は、分離課税 長期　市　2.7 % 府　1.3 % 短期　市　8 % 府　4 % 白色専従者控除　150,000円		同　左		同　左 白色専従者控除　165,000円	

市民税の税歴(5／23)

		昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度		昭和51年度	
賦課期日・申告期限		48. 1. 1	48. 3. 15	49. 1. 1	49. 3. 15	50. 1. 1	50. 3. 15	51. 1. 1	51. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 150,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 140,000円 2人目から1人につき 120,000円を加える		配偶者控除 180,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 160,000円 2人目から1人につき 140,000円を加える		配偶者控除 190,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 190,000円 2人目から1人につき 170,000円を加える		同 左	
	障害者・老年者寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 120,000 円 特別障害 140,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ120,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 130,000 円 特別障害 160,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ130,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 160,000 円 特別障害 190,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ160,000円		同 左	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2＋7,500 円の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同 左		15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2＋7,500 円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4＋17,500円 70,000円を超えたときは 35,000 円		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の 5%(10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度 100万円)		同 左		同 左		総所得金額の5%(5万円超のときは 5万円) 超過額(限度 200万円)	
	基礎控除	160,000 円		180,000 円		190,000 円		同 左	
市民税	均等割	400 円		同 左		同 左		1,200 円	
	所得割	30 万円以下の金額 2 % 30 万円を超える金額 3 % 50 万円 〃 4 % 80 万円 〃 5 % 110 万円 〃 6 % 150 万円 〃 7 % 250 万円 〃 8 % 400 万円 〃 9 % 600 万円 〃 10 % 1,000 万円 〃 11 % 2,000 万円 〃 12 % 3,000 万円 〃 13 % 5,000 万円 〃 14 %		15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 〃 4 % 70 万円 〃 5 % 100 万円 〃 6 % 150 万円 〃 7 % 250 万円 〃 8 % 400 万円 〃 9 % 600 万円 〃 10 % 1,000 万円 〃 11 % 2,000 万円 〃 12 % 3,000 万円 〃 13 % 5,000 万円 〃 14 %		同 左		同 左	
府民税	均等割	100 円		同 左		同 左		300 円	
	所得割	150 万円以下の金額 2% 150 万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の 1.0%		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。		同 左		同 左	
摘 要		S47.1.1 以降の土地建物等の譲渡所得は、分離課税 長期 市 3.4 % 府 1.6 % 短期 市 8 % 府 4 % 白色専従者控除 170,000円		同 左		長期 特定市街化 市 3.4 % 区域農地等 府 1.6 % その他 市 4 % 府 2 % 短 期 市 8 % 府 4 %		同 左	

市民税の税歴(6／23)

		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		昭和55年度	
賦課期日・申告期限		52. 1. 1	52. 3. 15	53. 1. 1	53. 3. 15	54. 1. 1	54. 3. 16	55. 1. 1	55. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 200,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 200,000円 2人目から1人につき 190,000円を加える		同 左		配偶者控除 210,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 210,000円 2人目から1人につき 200,000円を加える		配偶者控除 220,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円	
	障害者・老年者寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 180,000 円 特別障害 200,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ180,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 190,000 円 特別障害 210,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ200,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000 円 特別障害 230,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2＋7,500 円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4＋17,500円 70,000円を超えたときは 35,000 円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは 5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	200,000 円		同 左		210,000 円		220,000 円	
市民税	均等割	1,200 円		同 左		同 左		1,500 円	
	所得割	15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 〃 4 % 70 万円 〃 5 % 100 万円 〃 6 % 150 万円 〃 7 % 250 万円 〃 8 % 400 万円 〃 9 % 600 万円 〃 10 % 1,000 万円 〃 11 % 2,000 万円 〃 12 % 3,000 万円 〃 13 % 5,000 万円 〃 14 %		同 左		30 万円以下の金額 2 % 30 万円を超える金額 3 % 50 万円 〃 4 % 80 万円 〃 5 % 110 万円 〃 6 % 150 万円 〃 7 % 250 万円 〃 8 % 400 万円 〃 9 % 600 万円 〃 10 % 1,000 万円 〃 11 % 2,000 万円 〃 12 % 3,000 万円 〃 13 % 5,000 万円 〃 14 %		30 万円以下の金額 2 % 30 万円を超える金額 3 % 45 万円 〃 4 % 70 万円 〃 5 % 100 万円 〃 6 % 130 万円 〃 7 % 230 万円 〃 8 % 370 万円 〃 9 % 570 万円 〃 10 % 950 万円 〃 11 % 1,900 万円 〃 12 % 2,900 万円 〃 13 % 4,900 万円 〃 14 %	
府民税	均等割	300 円		同 左		同 左		500 円	
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 %		同 左		同 左		同 左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。		同 左		市民税の所得割から配当所得の 3.0% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。	
摘 要		長期 特定市街化 市 3.4 % 区域農地等 府 1.6 % (2,000万円超の部分は 市 4 % 府 2 %) その他 市 4 % 府 2 % (2,000万円超の部分は 3/4 を総合課税) 短 期 市 8 % 府 4 %		同 左		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は1/2 を総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000万円超の部分は 市 4 % 府 2 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (2,000万円超の部分は3/4 を総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %	

市民税の税歴(7／23)

		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
賦課期日・申告期限		56. 1. 1	56. 3. 15	57. 1. 1	57. 3. 15	58. 1. 1	58. 3. 15	59. 1. 1	59. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円		同 左		配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円 同居特別障害者控除 250,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円	
	障害者・老年者寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000 円 特別障害 230,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000 円 特別障害 230,000 円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000 円 特別障害 260,000 円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000 円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は支払金額の1/2 ＋7,500 円 40,000円を超え70,000円以下は支払金額の1/4＋17,500円 70,000円を超えたときは 35,000 円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは 5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	220,000 円		同 左		同 左		260,000 円	
市民税	均等割	1,500 円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	30 万円以下の金額 2 % 30 万円を超える金額 3 % 45 万円 〃 4 % 70 万円 〃 5 % 100 万円 〃 6 % 130 万円 〃 7 % 230 万円 〃 8 % 370 万円 〃 9 % 570 万円 〃 10 % 950 万円 〃 11 % 1,900 万円 〃 12 % 2,900 万円 〃 13 % 4,900 万円 〃 14 %		同 左		同 左		同 左	
府民税	均等割	500 円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 %		同 左		同 左		同 左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。		同 左		同 左		同 左	
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は1/2 を総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000万円超の部分は 市 4 % 府 2 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は1/2 を総合課税) (8,000万円超の部分は3/4 を総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000円超の部分は 市 4 % 府 2 %) ○その他 市 8 % 府 4 % (4,000円超の部分は1/2 を総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %		同 左	

市民税の税歴(8／23)

		昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度	
賦課期日・申告期限		60. 1. 1	60. 3. 15	61. 1. 1	61. 3.15	62. 1. 1	62. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		同 左	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000 円 特別障害 260,000 円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000 円		同 左		同 左	
	生命保険料	15,000円以下 全 額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7500円 45,000円超70,000円以下 1/4+17500円 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500 円を超える部分を加算(限度 3,500円)		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは 5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左	
	基礎控除	260,000 円		同 左		同 左	
市民税	均等割	2,000 円		同 左		同 左	
	所得割	20 万円以下の金額 2.5 % 20 万円を超える金額 3 % 45 万円 〃 4 % 70 万円 〃 5 % 95 万円 〃 6 % 120 万円 〃 7 % 220 万円 〃 8 % 370 万円 〃 9 % 570 万円 〃 10 % 950 万円 〃 11 % 1,900 万円 〃 12 % 2,900 万円 〃 13 % 4,900 万円 〃 14 %		同 左		同 左	
府民税	均等割	700 円		同 左		同 左	
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 %		同 左		同 左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。		同 左		同 左	
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000円超の部分は 市 4 % 府 2 %) ○その他 市 8 % 府 4 % (4,000円超の部分は1/2 を総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は1/2 を総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %			

市民税の税歴(9／23)

		昭和63年度		平成元年度		平成2年度	
賦課期日・申告期限		63. 1. 1	63. 3. 15	64. 1. 1	元. 3. 15	H2. 1. 1	H2. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 280,000円 老人配偶者控除 290,000円 扶養控除 280,000円 老人扶養控除 290,000円 同居老親等扶養控除 330,000円 同居特別障害者控除 360,000円		同 左		配偶者控除 300,000円 老人配偶者控除 350,000円 扶養控除 300,000円 老人・特定扶養控除 350,000円 同居老親等扶養控除 420,000円 同居特別障害者控除 510,000円	
	配偶者特別控除 A 給与所得 B 給与所得以外	○配偶者控除あり 140,000−(A×14/33+B×3.3×14/33) ○配偶者控除なし 140,000−(A+B×3.3−330,000)×28/33 合計所得金額は 800万円以下が対象		同 左		○配偶者控除あり 300,000 −（A × 30 / 35） ○配偶者控除なし 300,000−{(A−350,000)×30/35 } 合計所得金額は1,000万円以下が対象	
	障害者・老年者寡婦(夫)・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000 円 特別障害 260,000 円 納税者が老年者か寡婦(夫)又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000 円 特別障害 260,000 円 老年者控除 480,000 円 寡婦(夫) 240,000 円 勤労学生 240,000 円		普通障害 260,000 円 特別障害 280,000 円 老年者控除 480,000 円 特別寡婦 260,000 円 寡婦(夫) 300,000 円 勤労学生 260,000 円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7500 40,000円超70,000円以下 1/4+17500 70,000円を超えたときは 35,000 円 個人年金があるとき 個人年金の3,500 円を超える部分を加算(限度 3,500円)		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の 5%(10 万円超のときは10万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左	
市民税	基礎控除	280,000 円		同 左		300,000 円	
	均等割	2,000 円		同 左		同 左	
	所得割	60 万円以下の金額 3 % 60 万円を超える金額 5 % 130 万円 〃 7 % 260 万円 〃 8 % 460 万円 〃 10 % 950 万円 〃 11 % 1,900 万円 〃 12 %		120 万円以下の金額 3 % 120 万円を超える金額 8 % 500 万円 〃 11 %		同 左	
府民税	均等割	700 円		同 左		同 左	
	所得割	130 万円以下の金額 2 % 260 万円 〃 3 % 260 万円を超える金額 4 %		500 万円以下の金額 2 % 500 万円を超える金額 4 %		同 左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。		同 左		同 左	
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2.5%) ○その他 市4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2 を総合課税) 短期 市 8% 府 4% 超短期 (S62.10.1以降の譲渡) 市 11% 府 4% 総合課税 120/100 のいずれか 多い方		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (S63.3.31までの譲渡で、4,000 万円超の部分は、市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2%) ○居住用財産の譲渡(S63.4.1以降) 市 2.7% 府 1.3% (4,000万円超の部分は、 市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5.5% 府 2%) 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 □特定支出控除の創設		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (4,000万円超の部分は、 市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5.5% 府 2%) 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 株式等 市4% 府 2% 特定支出控除(給与控除後－特定支出額のうち 給与控除後を超える金額)	

市民税の税歴（10／23）

		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度	
賦課期日・申告期限		H3. 1. 1	H3. 3. 15	H4. 1. 1	H4. 3. 16	H 5. 1. 1	H5. 3. 15	H6. 1. 1	H6. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 310,000円 老人配偶者・老人・特定扶養控除 360,000円 同居老親等扶養控除 430,000円 同居特別障害者控除 520,000円		同	左	同	左	同 （老人・特定扶養控除 390,000円）	左
	配偶者特別控除 A 配偶者の合計所得金額	○配偶者控除あり 50,000 円未満 310,000円 50,000 円以上 100,000円未満 300,000円 100,000 円以上 300,000 －（A － 50,000） ○配偶者控除なし 400,000 円未満 310,000円 400,000 円以上 450,000円未満 300,000円 450,000 円以上 300,000 －（A － 50,000） 納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象		同	左	同	左	同	左
	障害者・老年者寡婦（夫）・勤労学生	普通障害・寡婦（夫）・勤労学生 260,000 円 特別障害 280,000 円 老年者控除 480,000 円 特別寡婦 300,000 円		同	左	同	左	同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、 上記と同じ（両方あるときは、合計額）		同	左	同	左	同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは合計額（限度額 10,000 円）		同	左	同	左	同	左
	寄附金	都道府県共同募金会に寄附を行った金額又は総所得金額の25% のいずれか 少ない方の金額 - 100,000 円		同 （日本赤十字社も対象）	左	同	左	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	同	左
	雑　損	総所得金額の10% を超える金額		同	左	同	左	同	左
	医療費	総所得金額の 5%（10 万円超のときは10万円）超過額 （限度額は、2,000,000 円）		同	左	同	左	同	左
	基礎控除	310,000 円		同	左	同	左	同	左
市民税	均等割	2,000 円		同	左	同	左	同	左
	所得割	160 万円以下の金額 3 % 160 万円を超える金額 8 % 550 万円 〃 11 %		同	左	同	左	同	左
府民税	均等割	700 円		同	左	同	左	同	左
	所得割	550 万円以下の金額 2 % 550 万円を超える金額 4 %		同	左	同	左	同	左
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。		同	左	同	左	同	左
摘　要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4 % 府 2 % （4,000万円超の部分は、市 5 % 府 2 %） ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % （4,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %） ○その他 市 4 % 府 2 % （4,000万円超の部分は、市 5.5 % 府 2 %） 短期 市 8 % 府 4 % 超短期 市 11 % 府 4 % 又は 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 株式等 市 4 % 府 2 %		同 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4 % 府 1.6 %	左	同 ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 5.8 % 府 2.2 %	左	同 ○その他 市 6 % 府 3 % □平成6年度限り所得割の 20 %(20 万円限度）を減税	左

市民税の税歴（11／23）

		平成7年度		平成8年度		平成9年度	
賦課期日・申告期限		H7. 1. 1	H7. 3. 15	H8. 1. 1	H 8. 3. 15	H 9. 1. 1	H 9. 3. 17
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 410,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 540,000円		同　左		同　左	
	配偶者特別控除 A 配偶者の合計所得金額	○配偶者控除あり 50,000 円未満 330,000円 50,000 円以上 100,000円未満 300,000円 100,000 円以上 300,000 －（A － 50,000） ○配偶者控除なし 400,000 円未満 330,000円 400,000 円以上 450,000円未満 300,000円 450,000 円以上 300,000 －（A － 50,000） 納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象		○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上330,000-(A-50,000) ○配偶者控除なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000-(A-380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、 1,000 万円以下が対象		同　左	
	障害者・老年者寡婦(夫)・勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円 特別障害 280,000 円 老年者控除 480,000 円 特別寡婦 300,000 円		同　左		同　左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ（両方あるときは、合計額）		同　左		同　左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000 円)		同　左		同　左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25% のいずれか 少ない方の金額 - 100,000 円		同　左		同　左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同　左		同　左	
	雑　損	総所得金額の10% を超える金額		同　左		同　左	
	医療費	総所得金額の 5%（10 万円超のときは10万円）超過額 （限度額は、2,000,000 円）		同　左		同　左	
	基礎控除	330,000 円		同　左		同　左	
市民税	均等割	2,000 円		2,500 円		同　左	
	所得割	200 万円以下の金額 3 % 200 万円を超える金額 8 % 700 万円 〃 11 %		同　左		200 万円 以下の金額 3 % 200 万円 を超える金額 8 % 700 万円 〃 12 %	
府民税	均等割	700 円		1,000 円		同　左	
	所得割	700 万円以下の金額 2 % 700 万円を超える金額 4 %		同　左		700 万円 以下の金額 2 % 700 万円 を超える金額 3 %	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。		同　左		同　左	
摘　要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4 %　府 1.6 % ○居住用財産の譲渡　市 2.7 %　府 1.3 % (6,000万円超の部分は、市 3.4 %　府 1.6 %) ○その他 市 6 % 府 3 % 短期 市 8 %　府 4 % 超短期 市 11 %　府 4 %　又は 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 株式等 市 4 % 府 2 % □平成7年度限り所得割の15 %(2万円限度) を減税		同　左 ○その他 4,000万円以下 市 5.5 %　府 2 % 4,000万円超える 市 6 %　府 3 % □平成8年度限り所得割の15% （2万円限度）を減税		同　左 ○その他 4,000万円以下 市 4 %　府 2 % 4,000万円超える 8,000万円 以下 市 5.5 %　府 2 % 8,000万円超える 市 6 %　府 3 %	

市民税の税歴（12／23）

		平成10年度		平成11年度	
賦課期日・申告期限		H10. 1. 1	H10. 3. 16	H11. 1. 1	H11. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 410,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 540,000円		配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 430,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円	
	配偶者特別控除 A 配偶者の合計所得金額	○配偶者控除あり 100,000 円未満 330,000円 100,000 円以上 330,000 －（A － 50,000） ○配偶者控除なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000 －（A －380,000） 750,000 円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象		同 左	
	障害者・老年者寡婦（夫）・勤労学生	普通障害・寡婦（夫）・勤労学生 260,000 円 特別障害 280,000 円 老年者控除 480,000 円 特別寡婦 300,000 円		普通障害・寡婦（夫）・勤労学生 260,000 円 特別障害 300,000 円 老年者控除 480,000 円 特別寡婦 300,000 円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ（両方あるときは合計額）		同 左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額（限度額 10,000 円）		同 左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25% のいずれか 少ない方の金額 - 100,000 円		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左	
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額		同 左	
	医療費	総所得金額の 5%（10 万円超のときは10万円）超過額 （限度額は、2,000,000 円）		同 左	
	基礎控除	330,000 円		同 左	
市民税	均等割	2,500 円		同 左	
	所得割	200 万円以下の金額 3 % 200 万円を超える金額 8 % 700 万円 〃 11 %		200 万円以下の金額 3 % 200 万円を超える金額 8 % 700 万円 〃 10 %	
府民税	均等割	1,000 円		同 左	
	所得割	700 万円以下の金額 2 % 700 万円を超える金額 4 %		700 万円以下の金額 2 % 700 万円を超える金額 3 %	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。		同 左	
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % （6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %） ○その他 4,000万円以下 市 4 % 府 2 % 4,000万円を超え 8,000万円以下 市 5.5% 府 2 % 8,000万円を超える 市 6 % 府 3 % ○短期 市 8 % 府 4 % ○超短期 市 11% 府 4 % 又は 総合課税 120 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4 % 府 2 % □平成10年度限り 納税義務者 17,000円 扶養親族 1人 8,500円を減税		同 左 ○土地等の事業短期及び超短期課税の廃止 □平成11年度特別減税 所得割の15%（4万円限度）を減税	

市民税の税歴(13／23)

		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
賦課期日・申告期限		H12. 1. 1	H12. 3. 15	H13. 1. 1	H13. 3. 15	H14. 1. 1	H14. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同左		同左	
	配偶者特別控除 A 配偶者の合計所得金額	○配偶者控除あり 100,000 円未満 330,000円 100,000 円以上 330,000－（A － 50,000） ○配偶者控除なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000－（A － 380,000） 750,000 円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象		同左		同左	
	障害者・老年者寡婦(夫)・勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円 特別障害 300,000 円 老年者控除 480,000 円 特別寡婦 300,000 円		同左		同左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同左		同左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000 円)		同左		同左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25% のいずれか 少ない方の金額 - 100,000 円		同左		同左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同左		同左	
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額		同左		同左	
	医療費	総所得金額の 5%(10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)		同左		同左	
	基礎控除	330,000 円		同左		同左	
市民税	均等割	2,500 円		同左		同左	
	所得割	200 万円以下の金額 3 % 200 万円超 700 万円以下 8 % 700 万円を超える金額 10 %		同左		同左	
府民税	均等割	1,000 円		同左		同左	
	所得割	700 万円以下の金額 2 % 700 万円を超える金額 3 %		同左		同左	
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税 0.8 % 外貨建証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 1 % 府民税 0.4 % 外貨建証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の 1/2 で控除する。		同左		同左	
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 4 % 府 2 % ○短期 市 8 % 府 4 % ○超短期 市 11% 府 4 % 又は 総合課税 120 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4 % 府 2 % □定率控除 所得割額の15% (40, 000円限度額)		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4 %府1.6 % ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 4 % 府 2 % ○短期 市 9 % 府 3 % 又は 総合課税 110 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4 % 府 2 % □定率控除 所得割額の15% (40, 000円限度額)		同左 ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数＋加算24万円 ・所得割 35万円×家族数＋加算36万円	

市民税の税歴（14／23）

		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
賦課期日・申告期限		H15. 1. 1	H15. 3. 17	H16. 1. 1	H16. 3. 15	H17. 1. 1	H17. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同左		同左	
	配偶者特別控除 A 配偶者の合計所得金額	○配偶者控除あり 100,000 円未満 330,000円 100,000 円以上 330,000－（A － 50,000） ○配偶者控除なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000－（A － 380,000） 750,000 円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象		同左		○配偶者控除を適用された場合の 上乗せ分の配偶者特別控除は廃止	
	障害者・老年者寡婦(夫)・勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円 特別障害 300,000 円 老年者控除 480,000 円 特別寡婦 300,000 円		同左		同左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ (両方あるときは、合計額)		同左		同左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000 円)		同左		同左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25% のいずれか 少ない方の金額－100,000 円		同左		同左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同左		同左	
	雑損	総所得金額の10% を超える金額		同左		同左	
	医療費	総所得金額の 5%(10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)		同左		同左	
	基礎控除	330,000 円		同左		同左	
市民税	均等割	2,500 円		3,000 円		同左	
	所得割	200 万円以下の金額 3％ 200 万円超 700 万円以下 8％ 700 万円を超える金額 10％		同左		同左	
府民税	均等割	1,000 円		同左		同左	
	所得割	700 万円以下の金額 2％ 700 万円を超える金額 3％		同左		同左	
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 2％ 府民税 0.8％ 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 1％ 府民税 0.4％ 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2％ 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の 1/2 で控除する。		同左		同左	
摘要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4％ 府1.6％ ○居住用財産の譲渡 市 2.7％ 府 1.3％ (6,000万円超の部分は、市 3.4％ 府 1.6％) ○その他 市 4％ 府 2％ ○短期 市 9％ 府 3％ 又は 総合課税 110 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4％ 府 2％ □定率控除 所得割額の15％ (40, 000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数＋加算24万円 ・所得割 35万円×家族数＋加算36万円		○株式等 市 2％ 府 1％ (上場分) 市 4％ 府 2％ (未公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数＋加算22万円 ・所得割 35万円×家族数＋加算35万円		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 2.7％ 府1.3％ (2000万円超の部分は、市 3.4％府1.6％) ○居住用財産の譲渡 市 2.7％ 府 1.3％ (6,000万円超の部分は、市 3.4％ 府 1.6％) ○その他 市 3.4％ 府 1.6％ ○短期 市 6％ 府 3％ ○株式等 市 2％ 府 1％(上場分) 市 3.4％ 府 1.6％(非公開分) □定率控除 所得割額の15％ (40, 000円限度額)	

市民税の税歴(15／23)

		平成18年度		平成19年度	
賦課期日・申告期限		H18. 1. 1	H18. 3. 15	H19. 1. 1	H19. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同	左
	配偶者特別控除 A 配偶者の合計所得金額	○配偶者控除なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000－（A － 380,000) 750,000 円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象		同	左
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円 特別障害 300,000 円 特別寡婦 300,000 円		同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ（両方あるときは、合計額）		同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000 円)		同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25% のいずれか 少ない方の金額 - 100,000 円		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑　損	総所得金額の10% を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の 5%（10 万円超のときは10万円）超過額 （限度額は、2,000,000 円)		同	左
	基礎控除	330,000 円		同	左
市民税	均等割	3,000 円		同	左
	所得割	200 万円以下の金額 3 % 200 万円超 700 万円以下 8 % 700 万円を超える金額 10 %		6％(一律)	
府民税	均等割	1,000 円		同	左
	所得割	700 万円以下の金額 2 % 700 万円を超える金額 3 %		4％(一律)	
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税 0.8 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 1 % 府民税 0.4 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の 1/2 で控除する。		利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.4% 府民税 0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	
摘　要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.7 % 府1.3 % (2,000万円超の部分は、市3.4 % 府1.6 %) ○居住用財産の譲渡 市2.7 % 府1.3 % (6,000万円超の部分は、市3.4 % 府1.6 %) ○その他 市3.4 % 府1.6 % ○短期 市6.0 % 府3.0 % ○株式等 市2.0 % 府1.0 %（上場分) 市3.4 % 府1.6 %（非公開分) □定率控除 所得割額の7.5% （２０，０００円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数＋1)＋(＊)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数＋1)＋(＊)加算32万円 (＊)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用 ・65歳以上の者に対する125万の非課税措置廃止		所得税から住民税への税源移譲 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4 % 府1.6 % (2,000万円超の部分は、市3.0 % 府1.0 %) ○居住用財産の譲渡 市2.4 % 府1.6 % (6,000万円超の部分は、市3.0 % 府1.0 %) ○その他 市3.0 % 府2.0 % ○短期 市6.4 % 府3.6 % ○株式等 市1.8 % 府1.2 %（上場分) 市3.0 % 府2.0 %（非公開分) □定率控除 廃止 ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数＋1)＋(＊)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数＋1)＋(＊)加算32万円 (＊)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用	

市民税の税歴（16／23）

		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
賦課期日・申告期限		H20. 1. 1	H20. 3. 17	H21. 1. 1	H21. 3. 16	H22. 1. 1	H22. 3. 16
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同	左	同	左
	配偶者特別控除 A 配偶者の合計所得金額	○配偶者控除なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000－（A － 380,000） 750,000 円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象		同	左	同	左
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円 特別障害 300,000 円 特別寡婦 300,000 円		同	左	同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ（両方あるときは、合計額）		同	左	同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 両方あるときは、合計額(限度額 25,000 円)		同	左	同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25% のいずれか少ない方の金額 - 100,000 円		（税額控除に改組）		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左
	雑　損	総所得金額の10% を超える金額		同	左	同	左
	医療費	総所得金額の 5%（10 万円超のときは10万円）超過額（限度額は、2,000,000 円）		同	左	同	左
	基礎控除	330,000 円		同	左	同	左
税率	市民税均等割	3,000 円		同	左	同	左
	市民税所得割	6%(一律)					
	府民税均等割	1,000 円					
	府民税所得割	4%(一律)					
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8 % 府民税0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左
	住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額		同	左	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額（9.75万円を超えるときは9.75万円）のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額	
	寄附金税額控除			・地方公共団体(ふるさと納税) 5,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 5,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘　要		税源移譲に伴う年度間の所得変動にかかる平成19年度市・府民税の減額措置					
		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4 % 府1.6 % (2,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %) ○居住用財産の譲渡 市2.4 % 府1.6 % (6,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %) ○その他 市3.0 % 府2.0 % ○短期 市5.4 % 府3.6 % ○株式等 市1.8 % 府1.2 %(上場分) 市3.0 % 府2.0 %(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数＋1)＋(＊)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数＋1)＋(＊)加算32万円 (＊)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	同	左

市民税の税歴（17／23）

		平成23年度		平成24年度	
賦課期日・申告期限		H23. 1. 1	H23. 3. 15	H24. 1. 1	H24. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除（16歳～18歳） 330,000円 特定扶養控除（19歳～22歳） 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円	
	配偶者特別控除 A… 配偶者の合計所得金額	○配偶者控除との同時適用なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000－（A － 380,000） 750,000 円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は1,000 万円以下が対象		同左	
	障害者 寡婦（夫） 勤労学生	普通障害・寡婦（夫）・勤労学生 260,000 円 特別障害 300,000 円 特別寡婦 300,000 円		普通障害・寡婦（夫）・勤労学生 260,000 円 特別障害 300,000 円 同居特別障害 530,000 円 特別寡婦 300,000 円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ（両方あるときは合計額）		同左	
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 ＋ 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000 円)		同左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同左	
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額		同左	
	医療費	総所得金額の 5%（10 万円超のときは10万円）超過額 （限度額は2,000,000円）		同左	
	基礎控除	330,000 円		同左	
税率	市民税均等割	3,000 円		同左	
	市民税所得割	6%(一律)			
	府民税均等割	1,000 円			
	府民税所得割	4%(一律)			
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%（府民税1.2%） 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%（府民税0.6%） 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%（府民税0.3%） 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同左	
	住宅借入金等特別控除 （住宅ローン控除）	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額（9.75万円を超えるときは9.75万円）のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額		同左	
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 5,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 5,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)	
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% （2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%） ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% （6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%） ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%（上場分） 市3.0% 府2.0%（非公開分） ○非課税限度額 ・均等割 35万円×（扶養親族数＋1）＋(*)加算21万円 ・所得割 35万円×（扶養親族数＋1）＋(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同左	
				○ 0歳～15歳の扶養控除の廃止	

市民税の税歴(18／23)

		平成25年度		平成26年度	
賦課期日・申告期限		H25. 1. 1	H25. 3. 15	H26. 1. 1	H26. 3. 17
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除 ※ 合計所得金額1,000 万円以下の納税者が対象	○配偶者控除との同時適用なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000円－(A － 380,000)円 ※ A… 配偶者の合計所得金額 750,000 円以上 760,000円未満 30,000円		同	左
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円 特別障害 300,000 円 同居加算 230,000 円 特別寡婦 300,000 円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 ＋ 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000 円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は2,000,000円)		同	左
	基礎控除	330,000 円		同	左
税率	市民税均等割	3,000 円		3,500 円	
	市民税所得割	6%(一律)		同	左
	府民税均等割	1,000 円		1,500 円	
	府民税所得割	4%(一律)		同	左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額		同	左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数＋1)＋(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数＋1)＋(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左

市民税の税歴(19／23)

		平成27年度		平成28年度	
賦課期日・申告期限		H27. 1. 1	H27. 3. 16	H28. 1. 1	H28. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除 ※ 合計所得金額1,000 万円以下の納税者が対象	○配偶者控除との同時適用なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000円－(A － 380,000)円 ※ A… 配偶者の合計所得金額 750,000 円以上 760,000円未満 30,000円		同	左
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円 特別障害 300,000 円 同居加算 230,000 円 特別寡婦 300,000 円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 ＋ 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000 円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は2,000,000円)		同	左
	基礎控除	330,000 円		同	左
税率	市民税均等割	3,500 円		同	左
	市民税所得割	6%(一律)		同	左
	府民税均等割	1,500 円		1,800 円	
	府民税所得割	4%(一律)		同	左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		同	左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数＋1)＋(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数＋1)＋(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左

市民税の税歴(20／23)

		平成29年度		平成30年度	
賦課期日・申告期限		H29. 1. 1	H29. 3. 15	H30. 1. 1	H30. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除 ※ 合計所得金額1,000 万円以下の納税者が対象	○配偶者控除との同時適用なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000円－(A － 380,000)円 ※ A… 配偶者の合計所得金額 750,000 円以上 760,000円未満 30,000円		同	左
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円 特別障害 300,000 円 同居加算 230,000 円 特別寡婦 300,000 円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 ＋ 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000 円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の 5%(10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は2,000,000円)		同左及びセルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)導入	
	基礎控除	330,000 円		同	左
税率	市民税均等割	3,500 円		同	左
	市民税所得割	6%(一律)		同	左
	府民税均等割	1,800 円		同	左
	府民税所得割	4%(一律)		同	左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		同	左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数＋1)＋(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数＋1)＋(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左

市民税の税歴(21／23)

		令和元年度		令和2年度	
賦課期日・申告期限		H31．1．1	H31．3．15	R2．1．1	R2．4．15
所得控除	配偶者及び扶養 ※ 配偶者控除については、合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象(合計所得金額1000万円超の配偶者は同一生計配偶者となる。)	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円	※配偶者控除については、納税者の合計所得金額が900万円を超えると控除額が逓減する。	同	左
	配偶者特別控除 ※ 合計所得金額1,000 万円以下の納税者が対象	○配偶者控除との同時適用なし 900,000円以下 330,000円 900,000 円超 950,000円以下 310,000円 950,000円超1,000,000円以下 260,000円 1,000,000円超1,050,000円以下 210,000円	1,050,000円超1,100,000円以下 160,000円 1,100,000円超1,150,000円以下 110,000円 1,150,000円超1,200,000円以下 60,000円 1,200,000円超1,230,000円以下 30,000円 ※納税者の合計所得金額が900万円超のときは、控除額が逓減する。	同	左
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円 特別障害 300,000 円 同居加算 230,000 円 特別寡婦 300,000 円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 ＋ 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000 円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の 5%(10 万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円) 特例適用時は12,000円を超える額(限度額は88,000円)		同	左
	基礎控除	330,000 円		同	左
税率	市民税均等割	3,500 円		同	左
	市民税所得割	6%(一律)		同	左
	府民税均等割	1,800 円		同	左
	府民税所得割	4%(一律)		同	左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		同	左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数＋1)＋(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数＋1)＋(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左

市民税の税歴(22／23)

		令和3年度		令和4年度	
賦課期日・申告期限		R3. 1. 1	R3. 4. 15	R4. 1. 1	R4. 4. 15
所得控除	配偶者及び扶養 ※ 配偶者控除については、合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象(合計所得金額1,000万円超の配偶者は同一生計配偶者となる。)	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円	※配偶者控除については、納税者の合計所得金額が900万円を超えると控除額が逓減する。	同	左
	配偶者特別控除 ※ 合計所得金額1,000 万円以下の納税者が対象	○配偶者控除との同時適用なし 1,000,000円以下 330,000円 1,000,000 円超 1,050,000円以下 310,000円 1,050,000円超1,100,000円以下 260,000円 1,100,000円超1,150,000円以下 210,000円	1,150,000円超1,200,000円以下 160,000円 1,200,000円超1,250,000円以下 110,000円 1,250,000円超1,300,000円以下 60,000円 1,300,000円超1,330,000円以下 30,000円 ※納税者の合計所得金額が900万円超のときは、控除額が逓減する。	同	左
	障害者 寡婦 勤労学生 ひとり親	普通障害・寡婦・勤労学生 260,000 円 特別障害 300,000 円 同居加算 230,000 円 ひとり親 300,000 円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 ＋ 2,500円 15,000円超 10,000円	地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000 円)	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の 5%(10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は2,000,000円) 特例適用時は12,000円を超える額(限度額は88,000円)		同	左
	基礎控除	合計所得金額 基礎控除額 2,400万円以下 430,000円 2,400万円超2,450万円以下 290,000円 2,450万円超2,500万円以下 150,000円 2,500万円超 適用なし		同	左
税率	市民税均等割	3,500 円		同	左
	市民税所得割	6%(一律)		同	左
	府民税均等割	1,800 円		同	左
	府民税所得割	4%(一律)		同	左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得・特別特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		同	左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数＋1)＋10万円＋(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数＋1)＋10万円＋(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左

市民税の税歴(23／23)

		令和5年度		令和6年度	
賦課期日・申告期限		R5．1．1	R5．4．15	R6．1．1	R6．4．15
所得控除	配偶者及び扶養 ※ 配偶者控除については、合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象(合計所得金額1,000万円超の配偶者は同一生計配偶者となる。)	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円	※配偶者控除については、納税者の合計所得金額が900万円を超えると控除額が逓減する。	同	左
	配偶者特別控除 ※ 合計所得金額1,000 万円以下の納税者が対象	○配偶者控除との同時適用なし 1,000,000円以下 330,000円 1,000,000 円超 1,050,000円以下 310,000円 1,050,000円超1,100,000円以下 260,000円 1,100,000円超1,150,000円以下 210,000円	1,150,000円超1,200,000円以下 160,000円 1,200,000円超1,250,000円以下 110,000円 1,250,000円超1,300,000円以下 60,000円 1,300,000円超1,330,000円以下 30,000円 ※納税者の合計所得金額が900万円超のときは、控除額が逓減する。	同	左
	障害者 寡婦 勤労学生 ひとり親	普通障害・寡婦・勤労学生 260,000 円 特別障害 300,000 円 同居加算 230,000 円 ひとり親 300,000 円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 ＋ 2,500円 15,000円超 10,000円	地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000 円)	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の 5%(10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は2,000,000円) 特例適用時は12,000円を超える額(限度額は88,000円)		同	左
	基礎控除	合計所得金額 基礎控除額 2,400万円以下 430,000円 2,400万円超2,450万円以下 290,000円 2,450万円超2,500万円以下 150,000円 2,500万円超 適用なし		同	左
税率	市民税均等割	3,500 円		同	左
	市民税所得割	6%(一律)		同	左
	府民税均等割	1,800 円		同	左
	府民税所得割	4%(一律)		同	左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得・特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		同	左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数＋1)＋10万円＋(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数＋1)＋10万円＋(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左

諸税の税歴(1／17)

		昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
法人市民税	法人税割	9．7／100	同　左	同　左	同　左	10．1／100 (4月1日以降に終了する事業年度から適用)
	法人均等割	1，200円	1，800円	同　左	同　左	同　左
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下　500円 90　〃　800円 125　〃　1,000円 軽自動車 2輪のもの　1,500円 3輪のもの　2,000円 4輪の乗用　3,000円 〃　貨物　2,500円 2輪の小型自動車　2,500円	同　左	原動機付自転車 50cc以下　500円 90　〃　800円 125　〃　1,000円 軽自動車 2輪のもの　1,500円 3輪のもの　2,000円 4輪の乗用　3,000円 〃　貨物　2,500円 2輪の小型自動車　2,500円 小型特殊自動車 農耕作業用　1,000円 その他　3,000円	同　左	原動機付自転車 50cc以下　500円 90　〃　800円 125　〃　1,000円 軽自動車 2輪のもの　1,500円 3輪のもの　2,000円 4輪の乗用　4,500円 〃　貨物　2,500円 2輪の小型自動車　2,500円 小型特殊自動車 農耕作業用　1,000円 その他　3,000円
市たばこ消費税		11／100	12／100	13．4／100	15／100	同　左
固定資産税		1．4／100	同　左	同　左	同　左	同　左
電気税・ガス税		10／100	9／100	8／100	7／100	同　左
都市計画税		0．2／100	同　左	同　左	同　左	同　左

諸税の税歴(2／17)

		昭和41年度	昭和42～43年度	昭和44～47年度	昭和48年度	昭和49年度
法人市民税	法人税割	10．1／100 (6月 1日以降　10．4／100) (12月 1日以降　10．7／100)	10．7／100	同　左	9．1／100	14．5／100 (5月 1日以降に終了する事業年度から適用)
	法人均等割	1,800円	資本金 1千万円以下 2,400円 資本金 1千万円超 4,000円	同　左	同　左	同　左
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下　500円 90　〃　800円 125　〃　1,000円 軽自動車 2輪のもの　1,500円 3輪のもの　2,000円 4輪の乗用　4,500円 〃　貨物　2,500円 2輪の小型自動車　2,500円 小型特殊自動車 農耕作業用　1,000円 その他　3,000円	同　左	同　左	同　左	同　左
市たばこ消費税		18．1／100	同　左	同　左	同 左	同 左
固定資産税		1．4／100	同　左	1．4／100 (免税額) 土地　8万円 家屋　5万円 償却資産30万円	同 左	1．4／100 (免税額) 土　地　15万円 家　屋　8万円 償却資産　100万円
電気税・ガス税		7／100	同　左	同　左	6／100 (10 月 1日以降の検針分から適用)	電気税　6／100 ガス税　5／100 (10 月 1日以降の検針分から適用)
特別土地保有税		――	――	――	保有分　1．4／100 取得分　3／100	同 左
都市計画税		0．2／100	同　左	同　左	同　左	同 左

諸税の税歴(3／17)

		昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
法人市民税	法人税割	14. 5／100	同　　左	同　　左	同　　左
	法人均等割	○資本金1千万円以下 2, 400円 ○資本金1千万円超 4, 000円	○資本金1億円超 従業員数100人超 24, 000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 12, 000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 12, 000円 ○その他　7, 200円	○資本金1億円超 従業員数100人超 80, 000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 24, 000円 ○資本金1千万円超 1億円以下　24, 000円 ○その他　8, 000円	○資本金50億円超 従業員数100人超 800, 000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 400, 000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 80, 000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 80, 000円 ○資本金1千万円超1億円以下 24, 000円 ○その他　8, 000円
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下　500 円 90　〃　800 円 125　〃　1,000 円 軽自動車 2輪のもの　1,500 円 3 輪のもの　2,000 円 4輪の乗用　4,500 円 〃　貨物　2,500 円 2輪の小型自動車　2,500 円 小型特殊自動車 農耕作業用　1,000 円 そ の 他　3,000 円	原動機付自転車 50cc以下　650 円 90　〃　1,000 円 125　〃　1,300 円 軽自動車 2輪のもの　2,000 円 3 輪のもの　2,600 円 4輪の営業用貨物　2,900 円 〃　自家用貨物　3,300 円 〃　営業用乗用　5,200 円 〃　自家用乗用　5,900 円 2輪の小型自動車　3,300 円 小型特殊自動車 農耕作業用　1,300 円 そ の 他　3,900 円	同　　左	同　　左
市たばこ消費税		18. 1／100	同　　左	同　　左	同　　左
固定資産税		1. 4／100 (免税額) 土　地　15万円 家　屋　8万円 償却資産　100万円	同　　左	同　　左	同　　左
電気税		5／100 (1月1日以降の検針分より適用)	同　　左	同　　左	同　　左
ガス税		3／100 (1月1日から5月31日分までは4/100を適用)	3／100 (昭和52年1月1日以降の検針分より2/100 を適用)	2／100	同　　左
特別土地保有税		保有分　1. 4／100 取得分　3 ／100	同　　左	同　　左	同　　左
都市計画税		0. 2／100	同　　左	同　　左	0. 3／100

諸税の税歴(4／17)

		昭和54～55年度	昭和56～57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
法人市民税	法人税割	14．5／100	14．7／100 (昭和56年8月1日以降に終了する事業年度より適用)	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数100人超 1,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 560,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 134,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 40,000円 ○その他 13,000円	同 左	○資本金50億円超 従業員数50人超 1,500,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 1,000,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 80,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 80,000円 ○その他 27,000円	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同 左
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下 700 円 90 〃 1,100 円 125 〃 1,450 円 軽自動車 2輪のもの 2,200 円 3 輪のもの 2,850 円 4輪の営業用貨物 2,900 円 〃 自家用貨物 3,650 円 〃 営業用乗用 5,200 円 〃 自家用乗用 6,500 円 2輪の小型自動車 3,650 円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,450 円 その他 4,300 円	同 左	同 左	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 〃 1,200 円 125 〃 1,600 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 〃 自家用貨物 4,000 円 〃 営業用乗用 5,500 円 〃 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600 円 その他 4,700 円	同 左 ミニカー 2,500円
市たばこ消費税		18．1／100	同 左	同 左	同 左	従価割 14．3／100 従量割 1,000本につき 350 円
固定資産税		1．4／100 (免税額) 土 地 15万円 家 屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左	同 左
電気税		5／100	同 左	同 左	同 左	同 左
ガス税		2／100	同 左	同 左	同 左	同 左
特別土地保有税		保有分 1．4／100 取得分 3 ／100	同 左	同 左	同 左	同 左
都市計画税		0．3／100	同 左	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(5／17)

		昭和61～63年度	平成元～2年度	平成3年度	平成4～5年度
法人市民税	法人税割	14．7／100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 〃 1,200 円 125 〃 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 〃 自家用貨物 4,000 円 〃 営業用乗用 5,500 円 〃 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600 円 そ の 他 4,700 円	同 左	同 左	同 左
市たばこ消費税 (平成元年度より市たばこ税)		従価割 14．3 ／ 100 従量割 1,000 本につき 350 円 ただし、昭和61年5月1日から昭和63年3月31日までの 間、従量割の税率は1,000 本につき 640 円	1,000 本につき ・旧三級品以外 1,997 円 ・旧三級品 948円	同 左	同 左
固定資産税		1．4／100 (免税額) 土 地 15万円 家 屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	1．4 ／ 100 (免税額) 土 地 30万円 家 屋 20万円 償却資産 150万円	同 左
電気税		5／100	廃 止	―――	―――
ガス税		2／100	廃 止	―――	―――
特別土地保有税		保有分 1．4／100 取得分 3 ／100	同 左	同 左	保有分 1．4／100 取得分 3 ／100 遊休土地分 1．4／100
都市計画税		0．3／100	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(6／17)

		平成6～8年度	平成9～10年度	平成11～14年度	平成15年度
法人市民税	法人税割	14．7／100	同　　左	同　　左	同　　左
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超　3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超　2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下　492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超　480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下　192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超　180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下　156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超　144,000円 ○その他　60,000円	同　　左	同　　左	同　　左
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下　1,000 円 90 〃　1,200 円 125 〃　1,600 円 ミニカー　2,500 円 軽自動車 2輪のもの　2,400 円 3輪のもの　3,100 円 4輪の営業用貨物　3,000 円 〃　自家用貨物　4,000 円 〃　営業用乗用　5,500 円 〃　自家用乗用　7,200 円 2輪の小型自動車　4,000 円 小型特殊自動車 農耕作業用　1,600 円 そ の 他　4,700 円	同　　左	同　　左	同　　左
市たばこ税		1,000 本につき ・旧三級品以外　1,997円 ・旧三級品　948円	1,000 本につき ・旧三級品以外　2,434円 ・旧三級品　1,155円	1,000 本につき 2,434円 （5月1日から2,668 円） ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,155円 （ 5月1日から1,266円）	1,000 本につき 2,668円 （7月1日から2,997円） ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,266円 （ 7月1日から1,412円）
固定資産税		1．4 ／ 100 （免税額） 土　地　30万円 家　屋　20万円 償却資産　150万円	同　　左	同　　左	同　　左
特別土地保有税		保 有 分　1.4/100 取 得 分　3 /100 遊休土地分　1.4/100	同　　左	同　　左	平成15年度から課税停止
都市計画税		0．3／100	同　　左	同　　左	同　　左

諸税の税歴(7／17)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19～21年度	平成22年度
法人市民税	法人税割	14．7／100	同　左	同　左	同　左	同　左
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超　3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超　2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下　492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超　480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下　192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超　180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下　156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超　144,000円 ○その他　60,000円	同　左	同　左	同　左	同　左
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下　1,000 円 90 〃　1,200 円 125 〃　1,600 円 ミニカー　2,500 円 軽自動車 2輪のもの　2,400 円 3輪のもの　3,100 円 4輪の営業用貨物　3,000 円 〃　自家用貨物　4,000 円 〃　営業用乗用　5,500 円 〃　自家用乗用　7,200 円 2輪の小型自動車　4,000 円 小型特殊自動車 農耕作業用　1,600 円 そ の 他　4,700 円	同　左	同　左	同　左	同　左
市たばこ税		1,000 本につき2,977円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき1,412円	同　左	1,000 本につき 2,977 円 （7月1日から3,298 円） ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき1,412円 （7月1日から1,564円）	1,000 本につき3,298円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき1,564円	1,000 本につき3,298円 （10月1日から4,618円） ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき1,564円 （10月1日から2,190円）
固定資産税		1．4 ／ 100 （免税額） 土　地　30万円 家　屋　20万円 償却資産　150万円	同　左	同　左	同　左	同　左
特別土地保有税		平成15年度から課税停止	同　左	同　左	同　左	同　左
都市計画税		0．3／100	同　左	同　左	同　左	同　左
入　湯　税		――――	1人1日150円	宿泊する者　1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同　左	同　左

諸税の税歴(8／17)

		平成23～24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法人市民税	法人税割	14．7／100	同　　左	12．1／100 (10月1日以後に始まる事業年度から適用)	同　　左
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超　3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超　2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下　492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超　480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下　192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超　180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下　156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超　144,000円 ○その他　60,000円	同　　左	同　　左	同　　左
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下　1,000 円 90 〃　1,200 円 125 〃　1,600 円 ミニカー　2,500 円 軽自動車 2輪のもの　2,400 円 3輪のもの　3,100 円 4輪の営業用貨物　3,000 円 〃　自家用貨物　4,000 円 〃　営業用乗用　5,500 円 〃　自家用乗用　7,200 円 2輪の小型自動車　4,000 円 小型特殊自動車 農耕作業用　1,600 円 そ の 他　4,700 円	同　　左	同　　左	原動機付自転車 50cc以下　1,000 円 90 〃　1,200 円 125 〃　1,600 円 ミニカー　2,500 円 軽自動車 2輪のもの　2,400 円 3輪のもの　3,100 円 4輪の営業用貨物　3,000 円 〃　自家用貨物　4,000 円 〃　営業用乗用　5,500 円 〃　自家用乗用　7,200 円 (平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける三輪以上の軽自動車 3輪のもの　3,900 円 4輪の営業用貨物　3,800 円 〃　自家用貨物　5,000 円 〃　営業用乗用　6,900 円 〃　自家用乗用　10,800 円) 2輪の小型自動車　4,000 円 小型特殊自動車 農耕作業用　1,600 円 そ の 他　4,700 円
市たばこ税		1,000 本につき4,618円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき2,190円	1,000 本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき2,495円	同　　左	同　　左
固定資産税		1．4 ／ 100 (免税額) 土　地　30万円 家　屋　20万円 償却資産　150万円	同　　左	同　　左	同　　左
特別土地保有税		平成15年度から課税停止	同　　左	同　　左	同　　左
都市計画税		0．3／100	同　　左	同　　左	同　　左
入　湯　税		宿泊する者　1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同　　左	同　　左	同　　左

諸税の税歴(9／17)

		平成28年度
法人市民税	法人税割	12．1／100
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超　3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超　2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下　492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超　480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下　192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超　180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下　156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超　144,000円 ○その他　60,000円
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下　2,000 円 90 〃　2,000 円 125 〃　2,400 円 ミニカー　3,700 円 軽自動車 2輪のもの　3,600 円 ※3輪以上は、右の表のとおり 2輪の小型自動車　6,000 円 小型特殊自動車 農耕作業用　2,400 円 そ の 他　5,900 円

■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの）

車種区分			平成27年３月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）	平成27年４月１日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）※１	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※２（一部除外有）※３
軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円

※１ 平成27年４月１日以降に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽三輪以上の車両から新税率が適用。

※２ 最初の新規検査後13年を経過した車両。平成28年度は、平成14年12月以前に最初の新規検査を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無いためその年の12月に読み替えて判断。

※３ 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車などは、経年重課の適用から除外。

■グリーン化特例

平成27年４月1日から平成28年３月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の軽自動車税を軽減。

車種区分		標準税額	高 ← 環境性能 → 低				
			電気軽自動車など	貨物車 平成27年度燃費基準＋35%達成車	乗用車 平成32年度燃費基準＋20%達成車	貨物車 平成27年度燃費基準＋15%達成車	乗用車 平成32年度燃費基準達成車
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円		5,400円		8,100円
	営業用	6,900円	1,800円		3,500円		5,200円
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円		3,800円	
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円		2,900円	
三輪		3,900円	1,000円	2,000円		3,000円	

市たばこ税	1,000 本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,925円
固定資産税	1．4 ／ 100 （免税額） 土　地　30万円 家　屋　20万円 償却資産　150万円
特別土地保有税	平成15年度から課税停止
都市計画税	0．3／100
入　湯　税	宿泊する者　1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円

諸税の税歴（10／17）

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>平成29年度</th></tr>
<tr><td rowspan="2">法人市民税</td><td>法人税割</td><td>12．1／100</td></tr>
<tr><td>法人均等割</td><td>○資本金50億円超
従業員数50人超　3,600,000円
○資本金10億円超50億円以下
従業員数50人超　2,100,000円
○資本金10億円超
従業員数50人以下　492,000円
○資本金1億円超10億円以下
従業員数50人超　480,000円
○資本金1億円超10億円以下
従業員数50人以下　192,000円
○資本金1千万円超1億円以下
従業員数50人超　180,000円
○資本金1千万円超1億円以下
従業員数50人以下　156,000円
○資本金1千万円以下
従業員数50人超　144,000円
○その他　60,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">軽自動車税</td><td>原動機付自転車
50cc以下　2,000 円
90 〃　2,000 円
125 〃　2,400 円
ミニカー　3,700 円
軽自動車
2輪のもの　3,600 円
※3輪以上は、右の表のとおり
2輪の小型自動車　6,000 円
小型特殊自動車
農耕作業用　2,400 円
そ の 他　5,900 円

■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの）
<table><tr><th colspan="3">車種区分</th><th>平成27年３月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）</th><th>平成27年４月１日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）※１</th><th>最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）　※２（一部除外有）※３</th></tr><tr><td rowspan="5">軽自動車</td><td rowspan="4">四輪</td><td>乗用・自家用</td><td>7,200円</td><td>10,800円</td><td>12,900円</td></tr><tr><td>乗用・営業用</td><td>5,500円</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr><tr><td>貨物・自家用</td><td>4,000円</td><td>5,000円</td><td>6,000円</td></tr><tr><td>貨物・営業用</td><td>3,000円</td><td>3,800円</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>三輪</td><td>軽三輪</td><td>3,100円</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr></table>※１ 平成27年４月１日以降に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽三輪以上の車両から新税率が適用。
※２ 最初の新規検査後13年を経過した車両。平成29年度は、平成16年３月以前に最初の新規検査を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無いため、その年の12月に読み替えて判断。
※３ 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車などは、経年重課の適用から除外。

■グリーン化特例
平成28年４月1日から平成29年３月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、平成29年度分に限り軽自動車税を軽減。
<table><tr><th colspan="2" rowspan="3">車種区分</th><th rowspan="3">標準税額</th><th colspan="5">高　←　環境性能　→　低</th></tr><tr><th rowspan="2">電気軽自動車など</th><th colspan="2">貨物車</th><th colspan="2">乗用車</th></tr><tr><th>平成27年度燃費基準＋35%達成車</th><th>平成32年度燃費基準＋20%達成車</th><th>平成27年度燃費基準＋15%達成車</th><th>平成32年度燃費基準達成車</th></tr><tr><td rowspan="2">四輪乗用</td><td>自家用</td><td>10,800円</td><td>2,700円</td><td></td><td>5,400円</td><td></td><td>8,100円</td></tr><tr><td>営業用</td><td>6,900円</td><td>1,800円</td><td></td><td>3,500円</td><td></td><td>5,200円</td></tr><tr><td rowspan="2">四輪貨物</td><td>自家用</td><td>5,000円</td><td>1,300円</td><td>2,500円</td><td></td><td>3,800円</td><td></td></tr><tr><td>営業用</td><td>3,800円</td><td>1,000円</td><td>1,900円</td><td></td><td>2,900円</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">三輪</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td><td colspan="2">2,000円</td><td colspan="2">3,000円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="2">市たばこ税</td><td>1,000 本につき5,262円
ただし、旧三級品の紙巻たばこは
1,000本につき3,355円</td></tr>
<tr><td colspan="2">固定資産税</td><td>1．4 ／ 100
（免税額）
土　地　30万円
家　屋　20万円
償却資産　150万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別土地保有税</td><td>平成15年度から課税停止</td></tr>
<tr><td colspan="2">都市計画税</td><td>0．3／100</td></tr>
<tr><td colspan="2">入　湯　税</td><td>宿泊する者　1人1日150円
宿泊しない者1人1日 75円</td></tr>
</table>

諸税の税歴（11／17）

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>平成30年度</th></tr>
<tr><td rowspan="2">法人市民税</td><td>法人税割</td><td>12．1／100</td></tr>
<tr><td>法人均等割</td><td>○資本金50億円超
従業員数50人超　3,600,000円
○資本金10億円超50億円以下
従業員数50人超　2,100,000円
○資本金10億円超
従業員数50人以下　492,000円
○資本金1億円超10億円以下
従業員数50人超　480,000円
○資本金1億円超10億円以下
従業員数50人以下　192,000円
○資本金1千万円超1億円以下
従業員数50人超　180,000円
○資本金1千万円超1億円以下
従業員数50人以下　156,000円
○資本金1千万円以下
従業員数50人超　144,000円
○その他　60,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">軽自動車税</td><td>原動機付自転車
50cc以下　2,000 円
90 〃　2,000 円
125 〃　2,400 円
ミニカー　3,700 円
軽自動車
2輪のもの　3,600 円
※3輪以上は、右の表のとおり
2輪の小型自動車　6,000 円
小型特殊自動車
農耕作業用　2,400 円
そ の 他　5,900 円

■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの）
<table>
<tr><th colspan="3">車種区分</th><th>平成27年３月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）</th><th>平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）</th><th>最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）　※１（一部除外有）※２</th></tr>
<tr><td rowspan="5">軽自動車</td><td rowspan="4">四輪</td><td>乗用・自家用</td><td>7,200円</td><td>10,800円</td><td>12,900円</td></tr>
<tr><td>乗用・営業用</td><td>5,500円</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr>
<tr><td>貨物・自家用</td><td>4,000円</td><td>5,000円</td><td>6,000円</td></tr>
<tr><td>貨物・営業用</td><td>3,000円</td><td>3,800円</td><td>4,500円</td></tr>
<tr><td>三輪</td><td>軽三輪</td><td>3,100円</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr>
</table>
※１ 平成17年３月以前に最初の新規検査を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無いため、その年の12月に読み替えて判断。
※２ 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引軽自動車などは、経年重課の適用から除外。

■グリーン化特例
平成29年４月1日から平成31年３月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税を軽減。
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="3">車種区分</th><th rowspan="3">標準税額</th><th colspan="5">高　←　環境性能　→　低</th></tr>
<tr><th rowspan="2">電気軽自動車など</th><th colspan="2">貨物車</th><th colspan="2">乗用車</th></tr>
<tr><th>平成27年度燃費基準＋35%達成車</th><th>平成32年度燃費基準＋30%達成車</th><th>平成27年度燃費基準＋15%達成車</th><th>平成32年度燃費基準＋10%達成車</th></tr>
<tr><td rowspan="2">四輪乗用</td><td>自家用</td><td>10,800円</td><td>2,700円</td><td></td><td>5,400円</td><td></td><td>8,100円</td></tr>
<tr><td>営業用</td><td>6,900円</td><td>1,800円</td><td></td><td>3,500円</td><td></td><td>5,200円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">四輪貨物</td><td>自家用</td><td>5,000円</td><td>1,300円</td><td>2,500円</td><td></td><td>3,800円</td><td></td></tr>
<tr><td>営業用</td><td>3,800円</td><td>1,000円</td><td>1,900円</td><td></td><td>2,900円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">三輪</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td><td colspan="2">2,000円</td><td colspan="2">3,000円</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td colspan="2">市たばこ税</td><td>1,000 本につき5,262円（10月1日から 5,692円）
ただし、旧三級品の紙巻たばこは
1,000本につき4,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">固定資産税</td><td>1．4 ／ 100
（免税額）
土　地　30万円
家　屋　20万円
償却資産　150万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別土地保有税</td><td>平成15年度から課税停止</td></tr>
<tr><td colspan="2">都市計画税</td><td>0．3／100</td></tr>
<tr><td colspan="2">入　湯　税</td><td>宿泊する者　1人1日150円
宿泊しない者1人1日 75円</td></tr>
</table>

諸税の税歴（12／17）

		令和元年度
法人市民税	法人税割	8．4／100 （10月1日以後に始まる事業年度から適用）
	法人均等割	○資本金50億円超　従業員数50人超　3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下　従業員数50人超　2,100,000円 ○資本金10億円超　従業員数50人以下　492,000円 ○資本金1億円超10億円以下　従業員数50人超　480,000円 ○資本金1億円超10億円以下　従業員数50人以下　192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下　従業員数50人超　180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下　従業員数50人以下　156,000円 ○資本金1千万円以下　従業員数50人超　144,000円 ○その他　60,000円
軽自動車税	環境性能割 （10月1日から）	軽自動車の取得価額　×　税率

【乗用】

軽自動車（三輪以上）の車種区分	自家用	営業用
電気自動車等（※1）	非課税	非課税
令和２年度燃費基準＋10%達成		
令和２年度燃費基準達成	1.0%（※2）	0.5%
平成27年度燃費基準＋10%達成	2.0%（※2）	1.0%
上記以外の軽自動車		2.0%

【貨物】

軽自動車（三輪以上）の車種区分	自家用	営業用
電気自動車等（※1）	非課税	非課税
平成27年度燃費基準＋20%達成		
平成27年度燃費基準＋15%達成	1.0%	0.5%
平成27年度燃費基準＋10%達成	2.0%	1.0%
上記以外の軽自動車		2.0%

※1電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNox10%低減）のことを言います。

※2令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車について、1%の税率軽減が適用されます。

種別割

原動機付自転車
- 50cc以下　2,000 円
- 90　〃　2,000 円
- 125　〃　2,400 円
- ミニカー　3,700 円

軽自動車
- 2輪のもの　3,600 円
- ※3輪以上は、右の表のとおり
- 2輪の小型自動車　6,000 円

小型特殊自動車
- 農耕作業用　2,400 円
- そ の 他　5,900 円

■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの）

車種区分			平成27年３月31日までに最初の新規検査を受けた車両（旧税率）	平成27年４月１日以後に最初の新規検査を受けた車両（新税率）	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※１（一部除外有）※２
軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円

※１ 平成18年３月以前に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた車両が対象。
平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無いため、その年の12月に読み替えます。

※２ 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引自動車は、経年重課の適用から除外されます。

■グリーン化特例

平成29年４月１日から令和３年３月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税（種別割）を軽減。

車種区分		標準税額	高 ← 環境性能 → 低				
			電気自動車等	貨物車	乗用車	貨物車	乗用車
				平成27年度燃費基準＋35%達成車	令和２年度燃費基準＋30%達成車	平成27年度燃費基準＋15%達成車	令和２年度燃費基準＋10%達成車
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円		5,400円		8,100円
	営業用	6,900円	1,800円		3,500円		5,200円
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円		3,800円	
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円		2,900円	
三輪		3,900円	1,000円	2,000円		3,000円	

市たばこ税	1,000 本につき5,692円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき4,000円（10月１日から5,692円）
固定資産税	1．4　／　100 （免税額） 土　地　30万円 家　屋　20万円 償却資産　150万円
特別土地保有税	平成15年度から課税停止
都市計画税	0．3／100
入　湯　税	宿泊する者　1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円

諸税の税歴（13／17）

		令和2年度
法人市民税	法人税割	8．4／100
	法人均等割	○資本金50億円超　従業員数50人超　3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下　従業員数50人超　2,100,000円 ○資本金10億円超　従業員数50人以下　492,000円 ○資本金1億円超10億円以下　従業員数50人超　480,000円 ○資本金1億円超10億円以下　従業員数50人以下　192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下　従業員数50人超　180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下　従業員数50人以下　156,000円 ○資本金1千万円以下　従業員数50人超　144,000円 ○その他　60,000円
軽自動車税	環境性能割	軽自動車の取得価額　×　税率

【乗用】

軽自動車（三輪以上）の車種区分	自家用	営業用
電気自動車等（※1） 令和２年度燃費基準+10%達成	非課税	非課税
令和２年度燃費基準達成	1.0%（※2）	0.5%
平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%（※2）	1.0%
上記以外の軽自動車		2.0%

【貨物】

軽自動車（三輪以上）の車種区分	自家用	営業用
電気自動車等（※1） 平成27年度燃費基準+20%達成	非課税	非課税
平成27年度燃費基準+15%達成	1.0%	0.5%
平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%
上記以外の軽自動車		2.0%

※1電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNox10%低減）のことを言います。

※2令和元年10月１日から令和３年３月31日までの間に取得した自家用乗用車について、１%の税率軽減が適用されます。

種別割

原動機付自転車
- 50cc以下　2,000 円
- 90　〃　2,000 円
- 125　〃　2,400 円
- ミニカー　3,700 円

軽自動車
- 2輪のもの　3,600 円
- ※3輪以上は、右の表のとおり
- 2輪の小型自動車　6,000 円
- 小型特殊自動車
  - 農耕作業用　2,400 円
  - そ の 他　5,900 円

■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの）

車種区分			平成27年３月31日までに最初の新規検査を受けた車両（旧税率）	平成27年４月１日以後に最初の新規検査を受けた車両（新税率）	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※1（一部除外有）※2
軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円

※１ 平成19年３月以前に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた車両が対象。
平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無いため、その年の12月に読み替えます。

※２ 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引自動車は、経年重課の適用から除外されます。

■グリーン化特例

平成29年４月１日から令和３年３月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税（種別割）を軽減。

車種区分		標準税額	高 ← 環境性能 → 低				
			電気自動車等	貨物車	乗用車	貨物車	乗用車
				平成27年度燃費基準＋35%達成車	令和２年度燃費基準＋30%達成車	平成27年度燃費基準＋15%達成車	令和２年度燃費基準＋10%達成車
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円		5,400円		8,100円
	営業用	6,900円	1,800円		3,500円		5,200円
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円		3,800円	
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円		2,900円	
三輪		3,900円	1,000円	2,000円		3,000円	

市たばこ税	1,000 本につき5,692円（10月１日から6,122円）
固定資産税	1．4 ／ 100 （免税額） 土　地　30万円 家　屋　20万円 償却資産　150万円
特別土地保有税	平成15年度から課税停止
都市計画税	0．3／100
入　湯　税	宿泊する者　1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円

諸税の税歴（14／17）

		令和3年度
法人市民税	法人税割	8．4／100
	法人均等割	○資本金50億円超　従業員数50人超　3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下　従業員数50人超　2,100,000円 ○資本金10億円超　従業員数50人以下　492,000円 ○資本金1億円超10億円以下　従業員数50人超　480,000円 ○資本金1億円超10億円以下　従業員数50人以下　192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下　従業員数50人超　180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下　従業員数50人以下　156,000円 ○資本金1千万円以下　従業員数50人超　144,000円 ○その他　60,000円
軽自動車税	環境性能割	軽自動車の取得価額　×　税率 **【乗用・貨物】** 軽自動車（三輪以上）の車種区分 ／ 自家用 ／ 営業用 電気自動車等（※１） ／ 非課税 ／ 非課税 令和12年度燃費基準75％達成 令和12年度燃費基準60％達成 ／ 1．0％（※２） ／ 0．5% 令和12年度燃費基準55％達成 ／ 2．0％（※２） ／ 1．0% 上記以外の軽自動車 ／ 2．0% ※１電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10％低減）のことを言います。 ※２令和元年10月１日から令和３年12月31日までの間に取得した自家用乗用車について、１％の税率軽減が適用されます。
	種別割	原動機付自転車 50cc以下　2,000 円 90　〃　2,000 円 125　〃　2,400 円 ミニカー　3,700 円 軽自動車 2輪のもの　3,600 円 ※3輪以上は、右の表のとおり 2輪の小型自動車　6,000 円 小型特殊自動車 農耕作業用　2,400 円 そ の 他　5,900 円 **■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの）** 車種区分 ／ 平成27年３月31日までに最初の新規検査を受けた車両（旧税率） ／ 平成27年４月１日以後に最初の新規検査を受けた車両（新税率） ／ 最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※１（一部除外有）※２ 軽自動車 四輪 乗用・自家用 ／ 7,200円 ／ 10,800円 ／ 12,900円 軽自動車 四輪 乗用・営業用 ／ 5,500円 ／ 6,900円 ／ 8,200円 軽自動車 四輪 貨物・自家用 ／ 4,000円 ／ 5,000円 ／ 6,000円 軽自動車 四輪 貨物・営業用 ／ 3,000円 ／ 3,800円 ／ 4,500円 軽自動車 三輪 軽三輪 ／ 3,100円 ／ 3,900円 ／ 4,600円 ※１平成20年３月以前に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無いため、その年の12月に読み替えます。 ※２電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引自動車は、経年重課の適用から除外されます。 **■グリーン化特例** 平成29年４月１日から令和３年３月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税（種別割）を軽減します。 令和３年４月１日から令和５年３月31日に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などについては、グリーン化特例の適用が電気自動車等に限定されます。 車種区分 ／ 標準税額 ／ 高 ← 環境性能 → 低 ／ 電気自動車等 ／ 貨物車：平成27年度燃費基準＋35％達成車（※1） ／ 乗用車：令和２年度燃費基準＋30％達成車 ／ 貨物車：平成27年度燃費基準＋15％達成車（※1） ／ 乗用車：令和２年度燃費基準＋10％達成車 四輪乗用 自家用 ／ 10,800円 ／ 2,700円 ／ ／ 5,400円（※1） ／ ／ 8,100円（※1） 四輪乗用 営業用 ／ 6,900円 ／ 1,800円 ／ ／ 3,500円（※2） ／ ／ 5,200円（※3） 四輪貨物 自家用 ／ 5,000円 ／ 1,300円 ／ 2,500円 ／ ／ 3,800円 ／ ／ 四輪貨物 営業用 ／ 3,800円 ／ 1,000円 ／ 1,900円 ／ ／ 2,900円 ／ ／ 三輪 ／ 3,900円 ／ 1,000円 ／ 2,000円 ／ 2,000円（※2） ／ 3,000円 ／ 3,000円（※3） （※1）令和３年度をもって、グリーン化特例（軽課）の対象外となります。 （※2）営業用乗用車に限り、令和４・５年度分は、令和12年度燃費基準90％達成車に基準が切り替えられます。 （※3）営業用乗用車に限り、令和４・５年度分は、令和12年度燃費基準70％達成車に基準が切り替えられます。
市たばこ税		1,000 本につき6,122円（10月１日から6,552円）
固定資産税		1．4　／　100 （免税額） 土　地　30万円 家　屋　20万円 償却資産　150万円
特別土地保有税		平成15年度から課税停止
都市計画税		0．3／100
入　湯　税		宿泊する者　1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円

諸税の税歴(15／17)

		令和4年度
法人市民税	法人税割	8.4／100
	法人均等割	○資本金50億円超　従業員数50人超　3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下　従業員数50人超　2,100,000円 ○資本金10億円超　従業員数50人以下　492,000円 ○資本金1億円超10億円以下　従業員数50人超　480,000円 ○資本金1億円超10億円以下　従業員数50人以下　192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下　従業員数50人超　180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下　従業員数50人以下　156,000円 ○資本金1千万円以下　従業員数50人超　144,000円 ○その他　60,000円
軽自動車税	環境性能割	軽自動車の取得価額　×　税率 **【乗用・貨物】**

軽自動車（三輪以上）の車種区分	自家用	営業用
電気自動車等（※）	非課税	非課税
令和12年度燃費基準75％達成		
令和12年度燃費基準60％達成	1.0%	0.5%
令和12年度燃費基準55％達成	2.0%	1.0%
上記以外の軽自動車		2.0%

※電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10％低減）のことを言います。

種別割

原動機付自転車
- 50cc以下　2,000 円
- 90 〃　2,000 円
- 125 〃　2,400 円
- ミニカー　3,700 円

軽自動車
- 2輪のもの　3,600 円
  - ※3輪以上は、右の表のとおり
- 2輪の小型自動車　6,000 円
- 小型特殊自動車
  - 農耕作業用　2,400 円
  - そ の 他　5,900 円

■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの）

車種区分			平成27年３月31日までに最初の新規検査を受けた車両（旧税率）	平成27年４月１日以後に最初の新規検査を受けた車両（新税率）	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）　※１（一部除外有）※２
軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円

※１ 平成21年３月以前に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた車両が対象。
平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無いため、その年の12月に読み替えます。

※２ 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引自動車は、経年重課の適用から除外されます。

■グリーン化特例

平成29年４月１日から令和３年３月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税（種別割）を軽減します。
令和３年４月１日から令和５年３月31日に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などについては、グリーン化特例の適用が電気自動車等に限定されます。

車種区分		標準税額	高 ← 環境性能 → 低 電気自動車等	令和12年度燃費基準90％達成	令和12年度燃費基準70％達成
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円		
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円		
	営業用	3,800円	1,000円		
三輪		3,900円	1,000円	2,000円 ※	3,000円 ※

※営業乗用車のみが対象です。

市たばこ税	1,000 本につき6,552円
固定資産税	1.4 ／ 100 （免税額） 土　地　30万円 家　屋　20万円 償却資産　150万円
特別土地保有税	平成15年度から課税停止
都市計画税	0.3／100
入　湯　税	宿泊する者　1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円

諸税の税歴（16／17）

		令和5年度
法人市民税	法人税割	8．4／100
	法人均等割	○資本金50億円超　従業員数50人超　3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下　従業員数50人超　2,100,000円 ○資本金10億円超　従業員数50人以下　492,000円 ○資本金1億円超10億円以下　従業員数50人超　480,000円 ○資本金1億円超10億円以下　従業員数50人以下　192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下　従業員数50人超　180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下　従業員数50人以下　156,000円 ○資本金1千万円以下　従業員数50人超　144,000円 ○その他　60,000円
軽自動車税	環境性能割	軽自動車の取得価額　×　税率

軽自動車（環境性能割）の税率

【令和5年12月31日まで】

軽自動車（三輪以上）の車種区分			税率 自家用	税率 営業用
電気自動車等　※1			非課税	非課税
ガソリン車※2	ガソリンハイブリット車 乗用	令和12年度燃費基準75％達成車　＊	非課税	非課税
	貨物	平成27年度燃費基準25％向上達成車	非課税	非課税
	乗用	令和12年度燃費基準60％達成車　＊	1．0％	0．5％
	貨物	平成27年度燃費基準20％向上達成車	1．0％	0．5％
	乗用	令和12年度燃費基準55％達成車　＊	2．0％	1．0％
	貨物	平成27年度燃費基準15％向上達成車	2．0％	1．0％
上記以外の軽自動車			2．0％	2．0％

【令和6年1月1日から】

軽自動車（三輪以上）の車種区分			税率 自家用	税率 営業用
電気自動車等　※1			非課税	非課税
ガソリン車※2	ガソリンハイブリット車 乗用	令和12年度燃費基準80％達成車　＊	非課税	非課税
	貨物	令和４年度燃費基準105％達成車	非課税	非課税
	乗用	令和12年度燃費基準70％達成車　＊	1．0％	0．5％
	貨物	令和４年度燃費基準達成車	1．0％	0．5％
	乗用	令和12年度燃費基準60％達成車　＊	2．0％	1．0％
	貨物	令和４年度燃費基準95％達成車	2．0％	1．0％
上記以外の軽自動車			2．0％	2．0％

※1　電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制からNOx10％低減達成）のことを言います。

※2　（★★★★）平成30年排出ガス基準50％低減達成車または平成17年排出ガス基準75％低減達成車

＊　令和２年度燃費基準達成車であること

種別割

原動機付自転車

50cc以下	2,000 円
90　〃	2,000 円
125　〃	2,400 円
ミニカー	3,700 円
軽自動車	
2輪のもの	3,600 円
※3輪以上は、右の表のとおり	
2輪の小型自動車	6,000 円
小型特殊自動車	
農耕作業用	2,400 円
そ の 他	5,900 円

■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの）

車種区分			平成27年３月31日までに最初の新規検査を受けた車両（旧税率）	平成27年４月１日以後に最初の新規検査を受けた車両（新税率）	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）　※１（一部除外有）※２
軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円

※１ 平成22年３月以前に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた車両が対象。
平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無いため、その年の12月に読み替えます。

※２ 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引自動車は、経年重課の適用から除外されます。

■グリーン化特例

平成29年４月１日から令和３年３月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税（種別割）を軽減します。
令和３年４月１日から令和５年３月31日に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などについては、グリーン化特例の適用が電気自動車などに限定されます。
適用期限が３年間又は２年間延長され、令和５年４月１日から令和８年３月31日（下の表の※２のものは令和７年３月31日）に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などが対象となります。

車種区分		標準税額	高 ← 環境性能 → 低 電気自動車等	令和12年度燃費基準90％達成 ※１	令和12年度燃費基準70％達成 ※２
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円		
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円		
	営業用	3,800円	1,000円		
三輪		3,900円	1,000円	2,000円 ※３	3,000円 ※３

※１　令和12年度燃費基準90％以上達成し、かつ、令和２年度燃費基準達成
令和７年度取得分まで
※２　令和12年度燃費基準70％以上達成し、かつ、令和２年度燃費基準達成
令和６年度取得分まで
※３　乗用営業用の車両のみ

市たばこ税	1,000 本につき6,552円
固定資産税	1．4　／　100 （免税額） 土　地　30万円 家　屋　20万円 償却資産　150万円
特別土地保有税	平成15年度から課税停止
都市計画税	0．3／100
入　湯　税	宿泊する者　1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円

諸税の税歴（17／17）

令和6年度

法人市民税

法人税割

8．4／100

法人均等割

○資本金50億円超	従業員数50人超	3,600,000円
○資本金10億円超50億円以下	従業員数50人超	2,100,000円
○資本金10億円超	従業員数50人以下	492,000円
○資本金1億円超10億円以下	従業員数50人超	480,000円
○資本金1億円超10億円以下	従業員数50人以下	192,000円
○資本金1千万円超1億円以下	従業員数50人超	180,000円
○資本金1千万円超1億円以下	従業員数50人以下	156,000円
○資本金1千万円以下	従業員数50人超	144,000円
○その他		60,000円

軽自動車税

環境性能割

軽自動車の取得価額　×　税率

軽自動車（環境性能割）の税率

【令和6年4月1日から】

軽自動車（三輪以上）の車種区分			税率 自家用	税率 営業用
電気自動車等　※１			非課税	非課税
ガソリン車※２（ガソリンハイブリット車）	乗用	令和12年度燃費基準80％達成車　＊		
	貨物	令和４年度燃費基準105％達成車		
	乗用	令和12年度燃費基準70％達成車　＊	1．0％	0．5％
	貨物	令和４年度燃費基準達成車		
	乗用	令和12年度燃費基準60％達成車　＊	2．0％	1．0％
	貨物	令和４年度燃費基準95％達成車		
上記以外の軽自動車				2．0％

※１　電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車
（平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制からNOx10％低減達成）のことを言います。

※２　（★★★★）平成30年排出ガス基準50％低減達成車または平成17年排出ガス基準75％低減達成車

＊　令和２年度燃費基準達成車であること

種別割

原動機付自転車

50cc以下	2,000 円
（特定小型原付を含む）	
90　〃	2,000 円
125　〃	2,400 円
ミニカー	3,700 円

軽自動車

2輪のもの	3,600 円
※3輪以上は、右の表のとおり	
2輪の小型自動車	6,000 円

小型特殊自動車

農耕作業用	2,400 円
そ の 他	5,900 円

■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの）

車種区分			平成27年３月31日までに最初の新規検査を受けた車両（旧税率）	平成27年４月１日以後に最初の新規検査を受けた車両（新税率）	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※１（一部除外有）※２
軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円

※１平成23年３月以前に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた車両が対象。
平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無いため
その年の12月に読み替えます。

※２電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引自動車は、経年重課の適用から除外されます。

■グリーン化特例

平成29年４月１日から令和３年３月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税（種別割）を軽減します。

令和３年４月１日から令和５年３月31日に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などについては、グリーン化特例の適用が電気自動車などに限定されます。

適用期限が３年間又は２年間延長され、令和５年４月１日から令和８年３月31日（下の表の※２のものは令和７年３月31日）に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などが対象となります。

車種区分		標準税額	高 ← 環境性能 → 低：電気自動車等	令和12年度燃費基準90％達成 ※１	令和12年度燃費基準70％達成 ※２
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円		
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円		
	営業用	3,800円	1,000円		
三輪		3,900円	1,000円	2,000円 ※３	3,000円 ※３

※１　令和12年度燃費基準90％以上達成し、かつ、令和２年度燃費基準達成
令和７年度取得分まで

※２　令和12年度燃費基準70％以上達成し、かつ、令和２年度燃費基準達成
令和６年度取得分まで

※３　乗用営業用の車両のみ

市たばこ税

1,000 本につき6,552円

固定資産税

1．4　／　100

（免税額）

土　地	30万円
家　屋	20万円
償却資産	150万円

特別土地保有税

平成15年度から課税停止

都市計画税

0．3／100

入　湯　税

宿泊する者　1人1日150円
宿泊しない者1人1日 75円

主な税制改正【令和５年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度
個人市民税	住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の期間延長	令和７年12月31日までに入居した者で所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けた方で、所得税で控除しきれなかった金額がある者について、住宅ローン控除の適用期間が４年延長された。 ただし、平成26年から令和３年までの間に入居した者で、特定取得、特別特定取得又は、特例特別特例取得に該当する場合は、所得税の課税総所得金額等の額の７％の範囲内で住民税から控除する。	令和５年度（令和４年分）から	令和４
	セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の延長	医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、適用期限が５年延長（令和９年度まで）された。セルフメディケーション税制の適用を受けようとする年に健康の維持増進及び疾病の予防への取組として「一定の取組」をしている個人が対象となる。		令和３
	民法における成年年齢引下げに伴う税制上の対応	未成年者で前年の合計所得金額が135万円以下のものは、住民税の非課税措置が適用される。民法の改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、賦課期日（令和５年１月１日）時点で18歳未満の方が未成年者となる。		平成31

主な税制改正【令和５年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度
軽自動車税	環境性能割の税率区分の見直し	新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和５年12月末まで据え置く。 2035年電動車100％（乗用車新車販売）とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度を３年間で段階的に引き上げる。	令和５年度から	令和５
	種別割の税率の特例（グリーン化特例の見直し）	排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない三輪以上の軽自動車の税率を軽減する種別割の特例措置について、その適用期限を延長する。 ※　令和５年３月31日までの期限を令和８年３月31日まで（25％軽減の対象については令和７年３月31日まで）に延長	令和５年度から	令和５
	環境性能割・種別割の賦課徴収の特例（燃費・排ガス不正行為への対応）	環境性能割又は種別割の軽減措置の適用を受けた軽自動車について、不正（排出ガス性能又は燃費性能に係る不正行為）により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例措置に関し、納付不足額を徴収する際に加算する割合を引き上げる〔現行10％→35％〕。	令和６年１月１日から	令和５